

## 金森楽市令

### On the Ordinance for RAKUICHI, Free Market, in KANEGAMORI

安野 眞 幸\*

Masaki ANNO\*

#### 【梗概】

元亀三年の金森再蜂起の後、信長は金森の地に楽市令を出した。本稿はこの金森楽市令の分析である。金森は坂本・志那・守山をつないで、京都と東山道を結ぶ志那街道上にあり、この街道は当時の幹線道路だった。このことが原因で、金森は一向一揆の拠点となった。楽市令の第一条はこれまでであった金森の寺内町特権を再確認したものであり、第二条は宿駅都市金森の発展を図ったもの、第三条は弓矢徳政である。

キーワード：信長 浅井 六角 朝倉 金森 坂本 東山道 志那街道 比叡山 寺内町 大坂並  
一向一揆 人身の自由 徳政 年貢の古未進

#### 目次

- 1 金森は「寺内町」か
- 2 史料と小島説の問題点
- 3 歴史的背景
- 4 定書の解釈
- 5 むすび

#### 1 金森は「寺内町」か

#### 研究史

本稿の課題は、織田信長が元亀三年（1572）に南近江の金森に出した「楽市楽座」令<sup>1)</sup>を分析することにある。現在残されている信長の「楽市楽座」令は、岐阜「加納」宛てと「安土山下町中」宛ての外は、この「金森」宛てがあるのみである。戦前に小野晃嗣<sup>2)</sup>は楽市楽座令一般を〈城下町振興策〉だとし、これが長く定説となった。加納や安土の楽市楽座令は城下町との関連で説明できることから、その主役だが、金森令は城下町宛てでないことから、脇役に追いやられた。

豊田武<sup>3)</sup>は小野の〈城下町振興策〉説を補強する事例をいくつも付け加えた上で、楽市が領国経済の枢軸をなす宿駅や港湾にも採用されたとし、金森は志那街道上の〈宿駅〉で、金森楽市令の目的は〈宿駅の再興〉だとした。楽市楽座令は城下町以外の都市にも関係するとして、この金森令を説明したのである。しかし志那街道に限れば、金

森よりも東山道との合流点、守山の方が、むしろ宿駅としては相応しかつたはずで、なぜ金森が宿駅だったのか、その理由が今一つ明かでない。

次に藤木久志<sup>4)</sup>は、金森は蓮如のもとで史上最初の「一向一揆<sup>5)</sup>」が起こった場所で、ここに「金ヶ森道場」の「寺内町」があったとした。つまり宿駅金森は、同時に〈寺内町〉でもあった。織田政権は江南の一向一揆の拠点、金森を軍事的に解体した後、一揆の基盤を掘り崩し、この地を新たな流通経済の一環に組み込む目的で、「楽市楽座」令を発布したとしたのである。こうして藤木は「楽市楽座」令に〈寺内町の解体・再編成を目的としたもの〉という新定義を下したのである。

一方神田千里<sup>6)</sup>は、金森は浄土真宗の善立寺を中心とした集落で、信長朱印状が善立寺に伝来したことから、金森寺内町と、町から離れた金森城に立て籠もった一向一揆とは別物で、蜂起鎮圧後、金森寺内町はそのまま信長により楽市場として保護されたとした。それゆえこの法令は〈寺内町の解体〉ではなく、むしろ〈寺内町の保護を目的としたもの〉として、藤木説に反対した。その結果、寺内町金森の在り方や、織田政権がここを〈焼き討ちしたか否か〉が新たな争点となった。

ところで近江は脇田晴子が村落座の研究<sup>7)</sup>をした舞台である。佐々木銀弥はこの脇田の研究を踏まえて、戦国期の座特権が主要流通路の独占形態を採る中で、楽市楽座とは何かを「通説に対する

\*弘前大学教育学部社会科教育講座

Department of Social Studies Education, Faculty of Education, Hirosaki University

疑問<sup>8)</sup>」として提出した。この疑問は金森楽市令を考える際、基本に据えるべき重い問題だと私は思う。しかしこの疑問に目を凝らして行くと、佐々木自身の問から離れて、むしろ本稿で後に考察する「諸役免許」とは何か、この語を〈どう解釈すべきか〉の問いにつながってくると思われる。

しかし楽市楽座を巡る議論に大変化をもたらしたのは勝俣鎮夫説<sup>9)</sup>の登場だった。勝俣は大名の城下町政策に先立ち〈楽市場が自生的に成立していた〉とした。この議論からは当然、〈城下町以外の町場にも楽市場はあった〉となる。この勝俣の楽市場自生説は藤木説と合流し〈寺内町から楽市場へ〉として理解され、通説化した。しかし勝俣説は佐々木説を批判して登場したことから、「諸役免許」の解釈では小野説へと回帰し、結果として新しい問いへの道を塞ぐものとなった。

小島道裕<sup>10)</sup>は、金森一揆鎮圧の際、寺内町も善立寺も共に焼失し、両者はその後再建されたとした。それゆえ文書の伝来も〈文書の本質的効力に基づくもの〉でないと、神田説を否定した。さらに関連文書を再検討し、〈三つの金森楽市令〉と〈五段階の政治過程〉を確定した。この詳細な研究は金森楽市令を巡る論争を制し、小島説は通説となった。しかし楽市令全体の評価としては、小野の〈城下町振興策〉説に回帰したため、金森楽市令を脇役の座からは動かさなかった。

その結果、信長の天下一統を記す概説書においては、金森楽市令を説明しないのが現状である。林屋辰三郎<sup>11)</sup>『天下一統』では取り上げていない。藤木久志『織田・豊臣政権<sup>12)</sup>』だけが唯一の例外で、朝尾直弘『天下一統<sup>13)</sup>』では「南近江の一向一揆」として「三宅・金森の戦い」「惣村と寺内町」は取り上げるが、金森楽市令には触れていない。熱田公<sup>14)</sup>『天下一統』も金森楽市令には触れていない。講談社『クロニクル戦国全史<sup>15)</sup>』も、元龜三年の頁ではこれについての説明はない。

同書の特集「楽市楽座」でも、小さな取り扱いである。以上から、三宅・金森の一向一揆と、この金森宛て楽市楽座令とを、政治史として統一的に把握することが本稿の目標となる。

### 金森の地理

研究史からも明らかなように、金森楽市令の理解には、楽市令の舞台となった金森という土地の持つ歴史的な性格の解明が大切で、金森の地理の理解は不可欠である。金森についての先人の研究

をまとめると次の三説となろう。

- |          |            |
|----------|------------|
| (1) 城下町説 | 小野晃嗣、小島道裕。 |
| (2) 宿駅説  | 豊田 武、西川幸治。 |
| (3) 寺内町説 | 藤木久志、神田千里。 |

小島道裕は金森を「準城下町的」存在としたので、(1)の城下町説に加えた。これから述べる西川幸治の議論は(2)の「宿駅説」に入れた。(3)の寺内町説では、金森一揆に際して、金森が〈焼き討ち〉に遭ったか否かも大きな対立点である。神田千里は焼き討ちに遭わず寺内町がそのまま楽市場となったとしたが、小島道裕は焼き討ち説に立っている。一方藤木久志は、寺内町と楽市場との間に大きな断層を考えていることから、焼き討ち説に立つと思われる。

金森という土地が歴史の舞台に登場するのは、井上鋭夫<sup>16)</sup>が〈日本史上最初の一向一揆〉と命名した「金森一揆」の時からである。寛正六年(1465)に、東山大谷本願寺が山門の衆徒に襲撃、破脚されて以来、蓮如は京都を脱出し、近畿地方を転々としながら布教活動を続けた。琵琶湖南部の堅田本福寺の法住や、金森の道西の道場に身を寄せ、湖西の堅田門徒や湖東の赤野井・金森など東近江衆の世界で布教活動した。その間に「堅田大責め」や「金森一揆」があった。

蓮如と寺内町の関連を研究した都市史の西川幸治<sup>17)</sup>は、蓮如を〈すぐれた都市建設者〉とし、寺内町を〈環濠城塞都市〉と定義した。寺内町の歴史は、この南近江の時代が①「寺内町以前」で、山門に信仰の自由を認めさせた後、越前吉崎に移った。計画的な都市建設は②「原・寺内町」の吉崎からで、次の山科・石山が③「寺内町」で、その後を④「解体・変容期」と、全体を四期に分けた。金森が「寺内町以前」なのは、金森が自生的都市で計画的な都市でないからである。

蓮如が金森布教をした理由は、金森がこの時すでに〈流通経済の中心地〉で、〈宿駅〉だったからであろう。しかしながら、この想定を跡づける史料はなかなか見つからない。例えば新行紀一は論文「荘家の一揆と一向一揆<sup>18)</sup>」で、堅田一揆を〈荘家の一揆〉とし、その社会的な背景として、堅田は湖上関の管理権を持ち、「上乗り」と呼ばれた通行税を徴収し、当時すでに惣結合に基づく都市的な景観をなしていたとした。これに対して金森一揆を純粋な〈宗教一揆〉だとした。

堅田大責めについても、堅田の〈上乗り権〉を坂本が奪おうとしたものとして説明した。金森一揆に際し堅田門徒が応援に駆けつけたことは有名だが、金森の住民がなぜ浄土真宗に帰依したのか、なぜ山徒と対立したのか。宿駅金森の住民の社会的な在り方は何か、等々については、現在あまり明快でない。一方城郭史研究の小島道裕<sup>19)</sup>は、金森を①「道西」=土豪「川那辺」氏の〈城郭〉と、②その〈城下町〉の二つと捉えたが、関心は城郭史研究という新分野開拓に向かった。

小島は、滋賀県の城郭社の分布調査を行い、十五世紀に起こる集落の再編以前の、在地領主の城郭と村落との関係を、次の三パターンに分類した。①・在地領主の城館を中心とする集落。②・在地領主と村落の併存。③・惣による環濠集落。江戸時代後期の村絵図に描かれた金森村（後述する。）は、③の「惣による環濠集落」だとしても、金森の城郭社が一町四方と大規模なことから、金森は①の在地領主化する〈土豪の城〉と〈集村〉の二つからなる二元論的景観とした。

農村共同体としての〈集村〉ではなく、むしろ〈宿駅〉など都市的な世界の可能性が強いのに、小島の関心は城郭の方にだけ向いている。しかしこの城は〈土豪の屋敷城〉ではなく、藤木久志の言う<sup>20)</sup> 金森における〈民衆の城〉の可能性も否定できまい。史上初の一方向一揆とされる金森での武力衝突において、「敵ハ森山ノ日浄坊大シヤウニテ」攻めたのに対して、門徒らは金森城に立て籠もり、攻撃を待ち受け、逆襲して勝利したが、記録<sup>21)</sup>にはこの前半部分を次のようにある。

マツ近江国ノ御門徒多ク迷惑セラル、金森ノ道西ヲハシメテオノオノアツマリ、堅田衆モイオケノ尉ヲハシメ隠密シテトリコモルトコロニ、…

「道西」や「イオケノ尉」が金森の城に立て籠もったのは、〈門徒たちの代表者〉としてであり、この記録からは道西が〈自分の城〉に立て籠もったと読むことはできない。

金森のこの武装蜂起に対し、蓮如より「言語道断ノコトラ仕ルモノカナ、大事ニテアルゾ、〈シソコナウナ〉トイヒツケシニ、コレハタガ異見ニテ合戦ニハオヨビタルゾ、クセ事ナリ」と叱られ、「イソギテ金ノ森ノ者トモニ〈ミナチレトイヘ〉ト御定下テ」「ミナミナ自ヤキシテ城ヲヒラキケ

ル」とある。〈共同の城〉だから、自分の持ち場持ち場を各々が「自ヤキ」したのだろう。この開城・武装放棄の仕方からも、金森城が〈土豪の屋敷城〉でなかったことが確かめられよう。

問題は蓮如を援助した「道西」をどのような人物と理解するかである。小島は道西を彼の敵対者「山徒」と同じ出身で、門徒化は領主化のためのイデオロギーだとした。山徒も、豊田武などが明らかにした金融・流通面の活躍ではなく、在地領主の側面に注目し、「これまで主に金融活動や、『山門使節』など山門の組織の中での問題が取り上げられてきている。しかし、…特に近江においては在地に広範に存在し、在地領主の一つの存在形態として重要な位置を占めている」とした。

「道西」を地主・土豪・小領主と捉える小島の理解からは、城は当然〈土豪の屋敷城〉となる。こうすることで、金森を「準城下町的」存在とした自説は担保される。しかし金融・流通面に注目すると、土豪の屋敷城ではなく、むしろ〈民衆の城〉の可能性が出てこよう。

#### 金森村絵図と境川

天保七年（1836）の金森村絵図では、金森は〈寺院を中心とした集村〉で、集落の北側には東西二つの「なわしろ」が描かれている。村毎に共同の「なわしろ」があるのは西国村落の特徴<sup>22)</sup>である。また信仰を中心とした集村の景観は、近江の真宗門徒の村一般の在り方で、〈周囲の水田という大海原に浮かぶ島のように霧の中に佇む<sup>23)</sup>〉村々の姿は、真宗の言う「仏法領」を地上へ具現化したものという。この村絵図は江戸後期の近江の真宗門徒の集村の姿を伝えたものである。

しかしこの近世後期の金森村絵図から、戦国期の金森を「寺内町」だと断定することは出来まい。戦国期から近世後期に至る間に、琵琶湖周辺の流通路は大きく変化し、志那街道はさびれ、金森は宿駅都市から純粋な農村へと大転換をしたのだから、村絵図の集落の姿から、直ちに戦国期の金森の姿を想像するのは間違いだろう。後述するように金森集落から離れて「市ノ町」「駒地」などの地字名が見えることも、戦国期金森の景観が村絵図とは大きく異なっていた根拠となる。

信仰の中心である〈寺院を中心とした集村〉という真宗門徒の集村の景観は、建築史の神代雄一郎<sup>24)</sup>が、日本のコミュニティーは「奥宮・神社・御旅所からなる〈信仰の道〉と直交する〈社会経

済の道〉に、紐状に形成される」としたのと異なり、むしろ教会堂を中心としたヨーロッパの集村の姿と似ていて興味深い。一方高橋昌明<sup>25)</sup>は、この村絵図から、「境川」の渡河地点、「山賀川」との分岐点、「氾濫原」などを読み取り、土豪「川那辺」氏を渡河地点の管理者だとした。

現在の「境川<sup>26)</sup>」は栗東町大字出庭の湧き水に発し、守山市の浮気・勝部・今宿・金森を経て、欲賀・森川原を蛇行して琵琶湖に注ぐが、江戸時代には野洲川の一分流で、旧野洲郡・栗太郡の〈境の川〉だった。一方この川を境に条理の方向が食い違うことから、奈良時代には野洲川本流だったとされ、「流路は漸次南から北へ動き、河口部の三角州を広げていき、日野川三角州と合わさった野洲平野が形成された…。河道移動の時期や流路などを具体的に追うことは困難」とある。

現在の野洲平野の水上交通には、農民が水田への行き帰りに用いる「田舟<sup>27)</sup>」が見られるが、中世には近江太郎・野洲川の水上交通は盛んで、特に金森下流域の三角州には水路が網の目のように通じ、大坂湾岸の淀川下流域<sup>28)</sup>や濃尾の輪中地帯と同様な〈水郷〉で、金森は内陸水路の中心地・地域の物流センターだった。「境川」は金森で「山賀川」などが幾筋も枝分かれし、氾濫原となる。金森はその自然堤防上の微高地である。それゆえ境界は金森で〈線〉から〈面〉に変化した。

古代では、ここは両郡のどちらにも属さない〈境界領域〉で、網野善彦<sup>29)</sup>の言う「無主・無縁」の場所、蓮如の開いた吉崎道場などと同様な「虎狼の住処」だった。金森の河原には墓所や市場、川越人足の存在などが想定される。中世を通じてここは次第に、井上鋭夫<sup>30)</sup>の言う「山の民・川の民」「ワタリ・タイシ」の世界となり、交通・輸送業者の定住地点となっていた。かれらは河を越すために人を肩に担ぎ、輿や蓮台に乗せ、馬の口を執っていたと思われる。

金森では、野洲郡守山から湖岸の栗太郡志那に通じる〈志那街道〉が、郡境の川「境川」を右側から跨いでいた。一方古代近江国では、東海道・東山道・北陸道の三街道が京都・逢坂の関・大津から東国に向けてそれぞれ放射状に延びていたが、中世には山門が国一番の荘園領主となり、坂本と京都を結ぶ山越えの道が開拓されると、山門のお膝元で琵琶湖に面した港湾都市坂本が、東国と京都を結ぶ流通の中心となり、〈志那街道〉が東海道・東山道のバイパスとして繁栄した。

金森は京都と東国を結ぶ中世日本の幹線道路上にあり、しかも郡境を跨ぐ渡河地点にあったので、水陸交通の要衝の〈宿駅都市〉へと発展した。

### 宿駅都市金森

以上から明らかなように、金森は堅田と同様な流通経済の中心となり、堅田とよく似た宿駅都市へと発展した。金森にも堅田門徒の「全人衆」と同様な存在を想像したいのだが、宿駅都市金森の実体を明らかにする史料は発見されていない。元禄十六年（1703）七月付けの金森村より奉行宛て言上書「信長公様御朱印頂戴仕候由緒之事」の一節<sup>31)</sup>には次のようにあり、江戸後期の金森村絵図の集村とは異なり、宿場町として街道筋には「問屋・酒屋」など二百軒が立ち並んでいた。

当地其昔ハ志那海道筋ニテ家モ二百余軒ニ及ヒ問屋酒見セモアリ、繁昌繁榮ノ処ナリシト伯父等ノ伝ヘナリ、然ニ信長元龜ノ乱後諸方ヘ立退者モ多カリシ程ノ難義ニアシ漸ク信長公赦免ノ後村形モ出来昔ニ立カヘルヤウニ有シニ云々。

元禄期のこの言上書から、金森市街地の衰退と復興は窺えるが、小島の主張する〈焼き討ち〉は断定出来ない。一方金森を流通経済の中心と考える西川幸治は、宿駅金森の実体を地理の面から迫り、共同研究「蓮如の道<sup>32)</sup>」で、蓮如活躍時琵琶湖に面した金森周辺の港には〈志那〉の他、〈杉江〉〈赤野井〉があり、陸上交通には〈志那街道〉の他、金森から杉江に至る伝「蓮如往還之道」の〈馬道〉、金森の東北の播磨田から赤野井に至る〈赤野井道〉の存在を明らかにした。

またこの〈馬道〉に沿って、集村金森から少し離れて、「室」「仁願寺」「市ノ町」「駒地」の地字名があることを明らかにした。それゆえ戦国期の宿駅都市金森は、こちらの方にまで広がっていた可能性がある。また〈馬道〉の名前から、当然馬の背に荷物を載せて運んだ運送業者・〈馬借〉の存在が想定される。彼らの前身は川越人足で、渡河地点の宿駅金森の機能拡大と共に、運送業者・馬借にまで発展したのだろう。〈馬道〉は山門ではなく、金森の支配下にあったと思われる。

金森に馬借が現れると、志那街道に対する坂本の馬借の影響力が問題となる。大谷の本願寺破脚の際には、山徒・祇園の犬神人や坂本の馬借など

が関わっていた<sup>33)</sup> のだから、「守山ノ日浄房ト云ハ叡山ノ衆徒ナリケルガ、遺恨ノ輩ヲカタラヒ浅井亦六郎ニ組シテ金森ヲセムルコトアリ」との記録<sup>34)</sup> は、金森の馬借に対する周辺山徒らの圧力を示していると読むことも出来よう。一方〈赤野井道〉については<sup>35)</sup> 次のようにあり、蓮如は「開山聖人の御木像」を背負い、この道を通った。

上様ハ開山聖人ノ御木像ヲ負セラレテ、赤ノ井慶乗カ道場ニウツシヌ。白昼ナレトモ人不知ト云々。

蓮如が「開山聖人ノ御木像」を背負った際、「連雀」を用いたと思われる。この蓮如の姿は「連雀商人」や歩行で荷物を運ぶ交通労働者・運送業者の「歩荷」の姿と一致していた。坊主としての法体も当時の「連雀商人」や「歩荷」と同じだった。つまり蓮如は「人民の海」に隠れて、山徒の監視の目を逃れたとなる。だからこそ「白昼ナレトモ人不知」とあるのだろう。

以上から、金森は当時の流通センターであり、多くの「連雀商人」や「歩荷」の活動が想定できよう。この延長線上に信長期の金森〈楽市場〉が登場するのである。金森令 A-I（後述する。）から、金森に「市場」があったことは確実である。A-IIの第二条「往還之荷物当町江可着之事」は、宿駅としての金森の在り方を信長がそのまま安堵・保証したことを、また A-IIIの第四条「上下荷物并京上売買之米荷物、如先々於当町差下有へき事」は宿駅金森のより一層の繁栄を示している。

#### 山門領金森荘

これまでに明らかにしたことをまとめると、金森は野洲・栗太両郡の境を流れる「境川」の氾濫原の作り出す〈境界領域〉に位置し、金森は本来は「無主・無縁の地」であったが、次第に都市化が進み〈宿駅都市〉となった、となる。〈境界領域〉に都市が出来た例としては泉州「堺」の例や、朝尾直弘<sup>36)</sup> が明らかにした、湖東平野の「八日市」の例を挙げることが出来る。朝尾は「八日市」の「市庭」を次のように説明している。

神埼郡と蒲生郡の郡界にあり、古代は蒲生野の「野」の世界と神埼郡の条理水田農村との接点に、中世は神埼郡柿御園・同郡建部荘・蒲生郡得珍保・同郡小脇郷の四つの郷荘の境界の交

点にあり、いずれの郷荘にも属さないような位置に成立した市庭である。

金森が都市化すると、ここは〈境界領域〉ではなく、むしろ地域の物流センターとなり、さらに経済の中心地から政治の中心地へと変化し、地域を結合する中核都市となった。その結果出来たのが〈山門領金森荘〉である。元亀二年十二月の佐久間信盛宛て信長の「所領宛行い目録」<sup>37)</sup> には、「二百石 金森」とあり、続いて信長に抵抗して没落した六角氏の被官、馬淵・本間・種村・栗田・楢崎・鯉江等々の国人領主の没収地がある。ここから金森は荘園だったと思われる。

山門領金森荘の存在を多くの研究者が想定している。蓮如は堅田・金森を中心に各地を転々とした。金森周辺には川那辺氏屋敷城のほか、数多くの豪族屋敷城が確認出来る。その限りで、他との区別はつきにくいのに、なぜここで「金森一揆」が起きたのか、その理由は、金森が山門領金森荘の中心だったからで、金森が地域政治の中心だったからこそ、宗教の中心にもなったのだろう。また〈一揆持ち〉の時代には「御坊」が山門領金森荘を乗っ取り、ここを政治的に支配した。

神田千里の明らかにした「金森門徒圏<sup>38)</sup>」や、元亀三年の起請文を提出した村々は、この山門領金森荘の領域を越えて、さらに広く広がっていたと思われる。それゆえ〈一揆持ち〉の時代には、金森は荘園の境を超えて、より広域の「金森門徒圏」にまで影響力を及ぼしていたと思われる。

#### 金森は「環濠城塞都市」か

これまで明らかにしたことをまとめると、金森が歴史の舞台に登場した頃、金森は経済的には〈宿駅都市〉で、政治的には〈山門領金森荘の中心〉であったとなる。ここで研究史を振り返り、金森は〈寺内町〉だったか否かを再度検討したい。寺内町を「環濠城塞都市」と定義した西川幸治は、金森を「寺内町以前」としたが、それは金森が〈環濠城塞都市〉としての「寺内町」ではなく、本格的な「寺内町」の建設は、蓮如が北陸に赴いてから以降だとの主張があるからである。

しかし現在の通説では、蓮如の活動以降、金森は「寺内町」で、元亀年間には一向一揆がここを拠点に信長と対抗した<sup>39)</sup> とある。例えば中居均<sup>40)</sup> は「道場を中心とする門徒村落（＝金森）は自衛手段として環濠をめぐらせ、城郭的性格を持つよ

うになる。…周辺の門徒を取り込（む）…宗教的運命共同体『寺内町』の成立である」とある。しかしながら、この議論には〈政治論〉と〈形態論〉の混同がある。問題は、宿駅都市金森の〈形態〉が「環濠城塞都市」だったか否かである。

戦国期金森が「寺内町」か否かは、一揆敗退の際の焼き討ちの有無とも関係する。金森を「環濠城塞都市」とすれば、金森城の落城は当然「寺内町」の消滅となるが、〈町場〉と〈城〉の二元論からは、金森城落城は必ずしも金森市街地の焼失を意味しない。小島道裕は金森集落から離れた「城の下」に〈川那辺氏の屋敷城<sup>41)</sup>〉があったとし、神田千里や朝尾直弘<sup>42)</sup>もまた、一揆勢の立て籠もる金森城は「城の下」の川那辺氏屋敷城で、善立寺の集落を「寺内町」とした。

つまり神田・朝尾は、信長に抵抗した金森城と金森集落とを別物として区別した。金森集落を農村共同体としての集村ではなく、町場・都市と捉え、金森全体を中世社会に一般的な〈都市〉と〈城〉の二元論として捉え、宿駅都市金森（＝「寺内町」）と土豪屋敷城の併存としたのである。西川幸治の定義に従い「寺内町」の形態を「環濠城塞都市」とするならば、両者は〈金森は「環濠城塞都市」でない〉としたことになる。一方私は、金森城をむしろ〈民衆の城〉だと思いたい。

それゆえ神田<sup>43)</sup>の言うとおりに、金森一揆の下での金森「寺内町」つまり宿駅都市金森は、次の時代の信長支配下の「楽市場」へとつながると思われる。しかしながら、以上の形態論とは別に、〈一揆持ち〉の時代の金森の政治的な在り方が、「大坂並体制」下の「寺内町」と同じだったのか否か、言い換えれば、〈一揆持ち〉の時代には「御坊」が〈都市領主〉だったのか否かという〈政治論〉の問題がある。この問題は、この地域の政治史を考察した第三節の中で再び取り上げたい。

## 2 史料と小島説の問題点

### 史料

金森楽市令（これをAとする。）については、すでに述べたように小島道裕の詳細な研究<sup>44)</sup>がある。小島は『滋賀県史』が紹介した「善立寺文書」には、本来あった説明文の一部が省略されているとし、すでに知られている史料の他に、数通の関連文書の存在を想定し、それを明治期に編纂された『守山村誌』から復元した。小島説を整理<sup>45)</sup>すると、近江国野洲郡金森（現滋賀県守山市金森町）

には、次のⅠ～Ⅲの〈三つの楽市令〉と、(一)～(五)の〈五段階の経緯〉があったとなる。

普通われわれが「金森楽市令」と呼ぶのは、Ⅱの元龜三年九月発給の金森宛て信長定書である。それゆえ本稿におけるわれわれの課題は、このA-Ⅱを分析することにある。取り敢えず次に、小島が明らかにしたA-Ⅰ～Ⅲの〈三つの楽市令〉を紹介したい。

### [A-Ⅰ]

金森市場之事、守山年寄衆令相談、急度相立様可有馳走、可為楽市楽座□□□□恐々謹言。

七月十八日 佐久間伊織<sup>46)</sup>

(守山 美濃屋小宮山兵介殿)

### [A-Ⅱ]

定 条々 金森

一 楽市楽座たる上ハ、諸役令免許畢、并国質・郷質不可押□<sup>47)</sup>、付 理不尽之催促使停止之事。

一 往還之荷物当町江可着之事。

一 年貢之古未進、并旧借米錢已下、不可納所之事。

右、於違背之輩者、可処罪科之状如件。

元龜三年九月 日 (朱印)

### [A-Ⅲ]

定 金森町

一 為楽市楽座上(者)<sup>48)</sup>、於何方茂同前之事。

一 諸役令免許之事。

一 当町出入之者、郷質・所質停止之事。

一 上下荷物并京上売買之米荷物、如先々於当町差下有へキ事。

一 喧嘩口論在之者、不及理非双方可為成敗事。

但、於奉公人与町衆者、奉公人可令成敗事。

右条々、堅令停止訖、若違背之輩在之者、忽可処嚴科者也、仍下知如件。

天正二年五月 日 甚九郎(花押)

勝俣鎮夫はⅡの第一条の語句「楽市楽座たる上ハ」から、金森にはもともと自生的に発生した楽市場があり、Ⅱはそれに対する「安堵状」だとし、金森楽市令A-Ⅱを加納楽市令と共に〈安堵型楽市令〉だとした。しかし小島が明らかにしたとおり、A-Ⅱの第一条のこの語句は、A-Ⅰで信長の重臣佐久間信盛が守山の年寄衆に対して「金森市場」を「楽市楽座たるべし」と命じたことを承けたものである。それゆえ、金森楽市令A-Ⅱを〈安堵型楽市令〉とすることはできない。

Ⅱの「楽市楽座」はⅠの「金森市場」と連続していよう。しかし元龜三年の七月に出されたⅠの「金森市場の事、守山年寄衆相談せしめ、急度相立つよう馳走あるべし」からは、小島が言うように、金森市場のある「金森寺内町」が焼き討ちに遭い、その復興・再建がこの時課題となっていた、とまでは読み取れないと思う。次にこのA-Ⅱ三カ条と、佐久間信盛の子・甚九郎信榮が出したA-Ⅲ五カ条を比較し、A-Ⅱの特徴を明らかにしたい。

#### 金森楽市令Ⅱ・Ⅲの比較——第一条の特徴

A-Ⅱの第二条・第三条が一、二の事柄を定めたものなのに、Ⅱの第一条は大きく膨らみ、「a 楽市楽座たる上ハ、b 諸役令免許畢、并 c 国質・郷質不可押執」と「付 d」の四主題から構成されている。第一条 a は、A-Ⅲの第一条「為楽市楽座上者、於何方茂同前之事」と、b は第二条「諸役令免許之事」と、c は第三条「当町出入之者、郷質・所質停止之事」とそれぞれ対応している。しかし、d の「理不尽之催促使停止之事」に対応する文言は、A-Ⅲには見出すことは出来ない。

d は金森市場の〈不入権〉を認めたもので、網野善彦の言う「無縁の原理」、勝俣鎮夫の言う「縁切りの原理」に当たる。一方A-Ⅲの第五条は、「金森町」における「喧嘩両成敗法」だが、「但」以下の〈付則〉「奉公人と町衆とにおいては、奉公人成敗せしむべき事」は、江戸時代風に言えば、武士と町人との喧嘩の場合は、「奉公人」=社会的強者の武士の側を罰するとして、「町衆」=弱者の保護を謳ったもので、信長配下の「奉公人」の金森市場への介入を禁じた「縁切り」の法となる。

その限りで、Ⅱの d とⅢの第五条〈付則〉との間には、対応関係を認めることが出来よう。最初に、武士社会内部、特に陣中などで成立した喧嘩両成敗法が、次第に商人たちの世界、都市内部でも適用され、社会的弱者に対する保護へ進んだことは、次の四法令から確かめられる。ここから天正二年(1574)に佐久間信榮が出したA-Ⅲは、時代に先駆けたものと言えよう。

(い) 天正十年(1582)の「末盛丸山・新市場」宛て北畠信雄定書<sup>49)</sup>の第三条。

「喧嘩口論之族、双方可成敗事。」

(ろ) 天正十五年(1587)の「筑前博多津」宛て秀

吉定書<sup>50)</sup>の第四条。

「喧嘩口論於仕者、不及理非、双方可成敗事。」

(は) 天正十九年(1591)の「肥前長崎津」宛て秀吉定書<sup>51)</sup>の第一条。

「喧嘩刃傷事、双方日本仁者、不立入理非、兩方可加成敗。但南蛮船唐船之儀者、異国仁之条、理非遂糺明、十之物五ツ五ツにおゐては、日本人可処罪科事。」

(に) 文禄四年(1595)の会津若松宛て浅野長政掟書<sup>52)</sup>の第四条。

「於喧嘩者双方可成敗、但町人と奉公人喧嘩仕出候はば、糺明をとげ、科により町人あひたすくべき事。」

次にⅡ第二条「往還之荷物当町江可着之事」に進みたい。これはⅢ第四条「上下荷物并京上売買之米荷物、如先々於当町差下有へき事」と対応し、共に〈道路強制〉である。金森一揆解体後、人々の出入りを厳しく検問した施設が取り払われ、東日本の基幹交通路〈東山道・東海道一守山一金森一志那街道<sup>53)</sup>〉が再開する中で、「往還之荷物」には「京上米」が増え、「上下荷物并京上売買之米荷物」へと変化したことが知られる。それゆえⅡの第二条は宿駅金森の復興策である。

一方、Ⅱの第三条「年貢之古未進、并旧借米銭已下、不可納所之事」については、Ⅲに対応する条項は見えないので、元龜三年(一五七二)にのみ有効な時限立法であろう。これは「借錢米」の無効を宣言した一般的な徳政令ではなく、旧領主に関わる「年貢之古未進」や「旧借米銭已下」の棄破のみを命じた〈代替わりの徳政令〉で、都市住人の増加や、都市の発展を計ったものであろう。それゆえⅡ第二条の道路強制条項も第三条の徳政条項も、共に都市金森の復興策となる。

こう考えると、Ⅱの第二条・第三条の対象は、共に〈都市住民〉となろう。これに対して、Ⅲの第三条に「当町出入之者」の文言があることから明らかなように、Ⅱの第一条は〈外来商人〉を対象としたものである。それゆえ第一条と第二条・第三条とでは法令の対象が異なっている。逆に、互いに対応関係を持たずⅡ、Ⅲにそれぞれ固有なものには、Ⅱ第三条の「徳政令」、Ⅲ第五条の正文「喧嘩両成敗法」がある。以上から、Ⅱ・Ⅲ相互間の対応関係は次表のようになる。

	Ⅱ	Ⅲ	対象
楽市楽座	第一条 a	第一条	外来商人
諸役免許	第一条 b	第二条	外来商人
質取り	第一条 c	第三条	外来商人
縁切り	第一条 d	第五条の「但」	外来商人
道路強制	第二条	第四条	都市住民

### 経緯

小島道裕の言う「経緯」とは、この地域の〈政治史〉のことなのだが、その分析が不十分だったので、前述したように、脇役の状況を突破できない状態が続いていると思われる。それゆえ経緯については、第三節「歴史的背景」でさらに深く考えることとし、ここでは取り敢えず小島の述べた次の(一)～(五)の〈五段階にわたる経緯〉の議論を紹介したい。

- (一) 永禄十一年(1568)上洛に当たり近江を攻略した信長は、金森近くの上街道(中山道)の宿場町守山に三カ条からなる禁制を下し、これを保護下に置いた。
- (二) 一方金森は、元亀元年(1569)の九月には一向一揆の拠点として信長に対し蜂起するが、元亀三年(1572)七月に落城し、軍事的に解体された。
- (三) 金森を知行した佐久間信盛は、文書A-I(折紙)を発給し、守山「年寄衆」に命じて金森の復興を図った。
- (四) さらに信長からは、楽市令の朱印状A-IIが発給された。
- (五) 二年後、領主の交代によると思われるが、佐久間信盛の息甚九郎信栄より掟書A-IIIが金森に発給された。

第二段階は、元亀元年(1570)九月から元亀二年(1571)九月までの、大阪より派遣された川那辺秀政を中心とする〈金森一揆〉の一年間と、元亀三年(1572)正月から同年七月までの佐々木承禎親子が一向宗の僧侶をかたらい三宅・金森の城に立て籠もった半年強の〈金森再蜂起〉の二つからなっている。

ところで金森は〈山門領〉で、この体制は永禄十一年の信長上洛以後も変わらなかったと思われる。金森一揆に際し川那辺秀政らが〈山門領〉金森を乗っ取り、〈一揆持ち〉とした際も、当時の政治状況からすれば、本願寺と比叡山延暦寺とは

近い関係だったので、体制的には大きな変化はなかっただろう。しかし信長は、元亀二年九月に比叡山を焼き討ちし、十二月には「金森」その他を佐久間信盛に宛行<sup>54)</sup>た。この時〈検地〉が行われ、新体制へ変更したと思われる。

それゆえ金森の政治史は、元亀元年九月以来まるまる一年間は、大阪より派遣された川那辺秀政らが〈山門領〉金森を乗っ取った〈一揆持ち〉の時代で、三ヶ月間の〈佐久間領〉としての新体制の後、再び半年強の〈一揆持ち〉時代を経たとなり、この再蜂起鎮圧二ヶ月後には、問題の金森楽市令A-IIが出されたのである。元亀三年の金森再蜂起に際し、周辺の村々は佐久間信盛宛てに〈三宅・金森へ出入りしない〉旨の「誓詞」を出し<sup>55)</sup>た。これは〈指し出し検地〉に対応しよう。

指し出し検地にしろ、この起請文の提出にしろ、〈新領主の承認〉の点に限れば共通している。われわれの関心は、ついつい一向一揆と信長との対決に向かい、一揆側か信長側かの問いに向かうが、誓詞を出した村々の視点に立てば、一揆側に立つか、信長側かという金森の帰属問題は、比叡山焼き討ちによる山門領没収の一環であり、従来通りの山門の支配への復帰を願うか、信長の新たな支配を承認するかの問題だったと思われる。それゆえ誓詞の提出をもって一揆の敗北は決まった。

### 小島説の問題点

小島道裕は金森楽市令がI・II・IIIの三つからなることを明らかにした。Iにある「金森市場の事、守山年寄衆相談せしめ、きつと相立つよう馳走あるべし」が事柄のすべての出発点で、Iでの信長の命令「楽市楽座たるべし」は、IIの信長定書やIIIの佐久間信栄定書へと具体化したことになる。Iの「楽市楽座」の言葉は、次々といろいろな言葉や概念に発展していった。しかし言葉が豊富になり、概念も明確化したはずなのに、小島の分析はむしろ抽象化の一途を辿って行く。

小島道裕は<sup>56)</sup>〈第一条の《楽市楽座》という言葉は、「諸役免除に限らず、座特権否定を含めて、その場に与えられる諸特権を包括的に示す言葉」である。〉〈「諸役免許、国質・郷質停止、理不尽の催促停止」は「《楽市楽座》を敷衍したもの」である。〉と述べている。《楽市楽座》を敷衍すると「諸役免許、国質・郷質停止、理不尽の催促停止」となる。逆に、これらの諸特権を「包括的に示す言葉」が《楽市楽座》である、との議論は、

おそらく間違っていないだろう。

小島の議論は一つ一つの文言を個別に解明するのではなく、さまざまな言葉でいろいろに説明しても、〈根本は《楽市楽座》だ〉〈すべてはここから流出している〉として、〈流出論〉に陥り、個々の概念を個別具体的に明確化するのではなく、むしろ既存の定説や通説の結論に飛び付いている。それゆえ小島の議論からは、定説や通説へのオマージュしか期待できないのである。われわれに必要なことは、小島の方法とは逆に、個々の文言を歴史的・特殊具体的に把握することだろう。

われわれの取るべき道は、特に金森楽市令Ⅱの一つ一つの文言の意味を確定し、個々の文言を個別具体的に理解する方法を探ることにあろう。そのためには、他の文書との比較作業も大切となろう。次に金森楽市令をこの地域の政治史の中で把握して行きたい。

### 3 歴史的背景

#### 永禄十一年の信長上洛

信長は岐阜攻略を前に、永禄十年（1567）春、同年八月、翌年二月の三度にわたり、家臣の滝川一益に伊勢北境を攻略させた。北伊勢八郡の関一族の総領・神戸友盛を下し、三男信孝を養子に入れ、工藤一族の総領・長野氏には弟信包を養子に入れた。こうして関一族は信孝が、工藤一族は信包が、他の諸氏は滝川氏が支配した。安濃津には織田掃部を置き、南五郡の領主、国司北畠氏に備えた。上洛の際は東山道を進むとしても、近江への連絡路として、北伊勢の確保が必要だった。

尾張・美濃・北伊勢を征服した信長は、永禄十一年（1568）九月には足利義昭を奉じて京都に向け進軍したが、それに先立ち、上洛のための根回しをいくつも試みた。永禄十年の末頃には湖北の浅井氏に、妹の「お市の方」を嫁がせて同盟関係を作り、大和興福寺の衆徒たちにも朱印状<sup>57)</sup>を出した。同年近江守護六角氏の奉行人・野洲郡の〈永原氏〉を味方に付け、翌永禄十一年四月には同氏に三カ条からなる条書<sup>58)</sup>を出した。甲賀郡の国人にも積極的に働きかけ<sup>59)</sup>た。

永禄十一年六月には、志那街道上で金森よりも志那港の近くにある天台宗の名刹で、琵琶湖の水運管理権の一部を握る〈蘆浦観音寺〉に「蘆浦三郷の闕所方や知行人のいない土地は、調査の上観音寺に与え、年貢等を納めさせるようにする」との判物<sup>60)</sup>を出した。ここから、琵琶湖水運の掌

握を早くから意識していたことが分かる。八月には佐和山に赴き、六角義賢との交渉を試みたが成功しなかった。義賢はむしろ、「堺公方」「阿波公方」を奉じた三好三人衆とつながっていた。

九月七日に信長は徳川家康と共に岐阜を発し、上洛の途についた。三河徳川氏と同盟関係の信長勢力を〈環伊勢湾勢力〉と名付けるとすると、敵・三好三人衆の勢力は、「堺公方」「阿波公方」の足利義栄を中心とした〈環大阪湾勢力〉となる。九月十二日に信長は湖東の箕作城を攻略した。観音寺城の六角義賢親子は、將軍足利義尚が六角高頼を攻めた時、観音寺城を棄てて甲賀に脱出した長享元年（1487）の故事に倣い、この時も観音寺城から伊賀山中に逃げ込んだ。

六角氏に従った多くの国人は降参し、人質を差し出し、所領は安堵された。現在、永禄十一年九月付け信長禁制<sup>61)</sup>は数多く残っている。近江では百濟寺・沖島・永源寺など、山城でも上京・吉田郷・八瀬荘・賀茂社境内六郷・若王寺社・大山崎・大徳寺・妙心寺・南禅寺・知恩院・清水寺・東寺・清涼寺・遍照心院・本能寺・妙伝寺・妙顕寺等々宛てがある。これらは皆、信長軍の動きに先立って、各寺院に発給された。小島の指摘した〈守山〉宛て禁制も、この時の発給である。

東山道の宿駅〈守山〉は、信長に対し早くから「味方」を表明していた。組織的な抵抗が解体したところで、信長は義昭を桑実寺<sup>62)</sup>に招いた。この寺は六角氏の居城のある観音寺山の西麓から中腹にかけてあり、近江をさすらった第十二代將軍足利義晴が仮の幕府をおいたところである。『信長公記<sup>63)</sup>』には「二十四日、信長守山まで御働、翌日志那・勢田の舟さし相ひ、御逗留」とあり、信長は〈守山〉から志那街道を進み琵琶湖を渡り、三井寺から入京したことが分かる。

比叡山でなく三井寺に入ったのは、天文五年（1536）の「山・国議定」で、山門と六角氏は運命共同体となっており、信長の敵だったからである。永禄十一年（1568）十月、足利義昭が征夷大將軍に宣下された後の論功行賞で、義昭より〈畿内一国〉をと言われたのに、信長は泉州〈堺〉と近江の〈大津・草津の代官職〉を願った。信長は当時の近江におけるヒト・モノの流通する経済の中心地・港市坂本や、幹線道路の志那街道や「山中越え」には手も触れられなかった。

信長は京都への交通路を確保したとは言え、入手できたのは当時の幹線道路から外れた大津・草

津であり、逢坂関から京都に至る東山道の旧道だった。同年十月二十六日、岐阜への帰路も信長は〈守山〉に泊まっている<sup>64)</sup>。翌永禄十二年(1569)正月には堅田を支配下に組み込んだ。信長は、次のような五カ条からなる「堅田中宛て」条規<sup>65)</sup>(これをBとする。)を発給した。

[B]

定 堅田中

- 一 当所前々のことく、相違有へからず事。
- 一 諸浦課役、前々ことく、可令納所事。
- 一 諸公事免許たるうへハ、借錢・借米并うりかひのかけせん、いづれも不可為棄破事。
- 一 所々にこれある当知行分事、異議有へからざる事。
- 一 廻船に非分申しかくるやからこれあらは、かたく可申付、并他所にをひて、対当所所質かなふへからざる事。

右条々、於違背之輩者、可成敗者也、仍状如件。

永禄十二年正月十九日 信長朱印

第一条、第二条、第四条、および第五条の正文部分は、何れも当時堅田が持っていた権益、堅田の現状を安堵したもので、信長の堅田に対する保護を示している。その後の元亀元年(1570)の越前遠征に際して、信長は南坂本の志賀郡宇佐山城に森可成を配置した。この山城は坂本から京都白川に抜ける「山中越え」の道を北に見下ろすところにある。この城の立地からも、当時信長は坂本・京都間の「山中越え」の道路を完全には支配していなかったことが分かる。

後述するように、この「堅田中宛て」条規Bには、石山本願寺を中心とする「大坂並体制」下の「寺内町」の法と同じものが、第三条の「諸公事免許」条項と〈徳政免除〉条項、第五条の〈質取り禁止〉条項の三つに見られるのである。

#### 元亀元年の一揆蜂起

元亀・天正年間には信長が四方の敵と戦った時期で、信長にとっては戦いの連続である。浅井・朝倉の連合軍や本願寺との戦い、將軍義昭との対立とその追放、武田氏との戦い等々となる。中でも本願寺との「石山合戦」がその中心である。義昭を戴くだけでは正統性に欠けていたのか。永禄十一年(1568)の破竹の勢いでの上洛への反動なのか、元亀元年(1570)の対朝倉戦を契機に、信長への反発は一挙に強まり、近江は戦乱状態にな

り、信長は新しい敵対者と次々に直面した。

元亀元年四月、信長は越前遠征のため京都を出陣し、天筒山城・金ヶ崎城を攻略し、続いて木ノ芽峠にさしかかったところで浅井長政の離反を知り、金ヶ崎から退却した。「金ヶ前の退け口」である。敗退を喫した信長は、やっとのことで京都に辿り着いた。浅井氏の離反で美濃との連絡路・東山道は奪われ、信長は浅井氏と愛知川で対峙した。六角義賢も東海道の伊賀・甲賀から所領回復を窺った。六角氏が三好三人衆と結びついたので、当然山門も三好三人衆の味方であった。

『当代記<sup>66)</sup>』には「近江国残る所なく一揆蜂起せしむ」とあり、近江は国を挙げて動乱の世界に突入した。一揆が野洲郡〈守山〉を突いたので、信長は京都から稲葉良通らを「江州路次通りの御警固」として派遣し、一揆側千二百人余りを討ち取り〈守山〉を確保した。信長は岐阜への帰路五月十二日には永原に滞在し、野洲郡永原城には佐久間信盛、蒲生郡武佐の長光寺城には柴田勝家、蒲生郡安土城には中川重政を配置した。恩賞以上に、これらの地域の軍事的確保が必要だった。

近江の国人・永原氏はこの時佐久間氏の与力となった。一方浅井氏は、愛知川の東岸で、八風街道に面した愛知郡の鯉江城に軍勢を入れ、市原野の一揆を動かし、信長の退路を塞ごうとした。この当時信長にとって近江と岐阜との連絡は北伊勢の道のみで、近江と濃尾を結ぶ道路の確保が勝敗の分かれ目だった。蒲生郡日野城の蒲生賢秀の働きで、信長は八風街道から千種<sup>つづらぎり</sup>越で五月二十一日には岐阜に帰った。千種越の途中曲節で杉谷善住坊に銃撃されたが、危機を脱した。

六月四日には近江駐留の佐久間・柴田の織田軍は、六角軍を野洲川下流の乙窠(現野洲郡中主町)で破り、甲賀・伊賀の屈強な侍七百八十人を討ち取り、六角軍を南に敗走させた。一方浅井の將、坂田郡の堀秀村が信長に投降したので、情勢は好転し、六月十九日に信長は北近江に侵攻した。こうして信長は永禄十一年(1568)上洛のため進んだ東山道を、元亀元年(1570)には再び軍勢を率いて進み、六月には浅井氏の根拠地・小谷近くの姉川で、浅井・朝倉の連合軍と戦った。

この「姉川の戦い」は横山城を巡る「後詰め決戦<sup>67)</sup>」で、浅井の領国内に限れば、横山城を奪い、これを木下秀吉に預け、また佐和山城を包囲し、東山道の支配を取り戻したので、明らかに信長側の勝利である。しかし摂津では七月二十一日に、

浅井・朝倉に連動して三好三人衆が蜂起した。九月には石山本願寺が、自己の外護者を義昭・信長側にするか、三好三人衆にするかの選択<sup>68)</sup>の中から、信長との対決を決意し、各地の門徒に挙兵を呼びかけた。「石山合戦」が始まった。

本願寺を中心に新たな対信長包囲網が形成された。三好三人衆中心の〈環大阪湾勢力〉に新たに本願寺が加わり、対信長包囲網の中心となった。信長は各地に蜂起する一向一揆と対決した。九月には浅井・朝倉の連合軍が北陸道を南近江に進んだ。これに一揆軍も加わり、京都と東国とを結ぶ交通の要衝・港市坂本が取り合いとなった。宇佐山城を守る織田信治・森可成は坂本を守るべく北に戦うが、戦死した。宇佐山城も二の丸まで占領されたが、本丸はどうやら持ちこたえた。

浅井・朝倉の連合軍は大津から山城に攻め込み、山城の山科・醍醐を焼き討ちし、京都の東部と北部に陣を敷いた。信長が摂津から帰京すると、浅井・朝倉の連合軍は比叡山に立て籠もった。信長は摂津の三好三人衆や石山本願寺との戦いから軍の主力を引き抜き、京都の東北に迫る浅井・朝倉の連合軍に備え、下坂本に陣を敷いた。湖南の金森・三宅でも、九月の本願寺蜂起に連動し「諸方の門徒・武士・強勇の坊主衆」が集まり、本願寺からは川那辺左衛門秀政が派遣された。

志那街道に沿う坂本・志那・金森は一揆など反信長側の支配領域となった。当時本願寺は延暦寺に「末寺銭」を支払う関係にあり、三宅・金森の一向一揆も、浅井・朝倉と同様、延暦寺の力<sup>69)</sup>を頼んでいた。記録<sup>70)</sup>には「この近辺の門徒」「農勢を催し」「当所に城をかまえて攻め上る勢を待ち居たり」とある。「近辺の門徒」が一揆軍の中核で、「諸方の門徒・武士・強勇の坊主衆」ら外部勢力がこれを助勢し、周辺農村からは住民を大量動員し「農勢を催し」たと思われる。

地域住民を動員出来たのは、臨戦態勢下で「大坂並体制」が志向され、「寺内町」の金融活動が周辺農村にまで及んだからだろう。〈金森門徒圏〉は神田千里が言うように「高野郷一向一揆」をも含んでいた<sup>71)</sup>ので、「境川」を軸に南北方向に、東山道・守山以南にまで広がり、当然〈守山〉の取り合いが想定されるが、一揆勢は守山攻略も、甲賀の佐々木勢との合流も出来なかった。逆に信長の秀吉宛て通行遮断命令から考えて、佐久間は守山・金森間に阻止線を築いたと思われる。

一揆蜂起により、東日本の基幹交通路〈東山道・

東海道一守山一志那街道一京都〉は、守山一金森間で途絶えたのである。この点で一揆蜂起は、宿駅金森には大きなダメージだった。ここに金森一揆の内部矛盾があり、徹底抗戦に至らず、あっけなく降参した原因があると思われる。江南の金森一揆が一年間存続できたのは、①・アジュール権を主張する延暦寺の存在。②・野洲川上流の六角氏の勢力。③・湖中平野で信長に反旗を翻す複数の一揆城の存在、等々によっていたと言えよう。

以上の政治史から確認すべきは、東山道と志那街道の分岐点・〈守山〉が反信長側に廻る機会は何度もあったのに、常に信長側にあった事実である。これは守山年寄衆の意志の固さによっていよう。このことから信長は、金森一揆崩壊後、A-Iにあるように金森市場の再建を守山年寄衆に命じたのである。一般に一揆側は、群衆の中からの蜂起戦や奇襲戦には勝利できても、戦いが支配領域を競い合う陣地戦に発展すると、戦いのプロ・信長正規軍との戦いでは苦戦を強いられた。

そこで一揆軍は浅井・朝倉の連合軍や六角軍との合同形態をとった。正規軍同士の遭遇戦では、勝敗は即決しないからである。愛知川下流域の「新村」「小川」の城では、六角側の国人領主が信長に抵抗を続け、これに一揆勢が合流した。「鯉江城」にも六角の残党と一揆勢が立て籠もった。この両勢力が結ばば、東山道は愛知川の線で遮断可能だった。一方信長には、これら一揆勢に構うゆとりはなく、信長の主力は浅井・朝倉の連合軍との戦闘と、補給路・東山道の確保に重点を置いた。

一方浅井氏を牽制すべく湖北にいた木下・丹羽の両軍は、浅井の留守を突き、信長本隊へ合流を図った。『信長公記<sup>72)</sup>』には次のようにある。

江南表の儀、佐々木左京大夫承禎父子、甲賀口、三雲居城、菩提寺と云ふ城まで罷り出でられ候へども、人数これなく候て、手合わせの体ならず候。江州にこれある大坂門家の者、一揆をおこし、尾濃の通路止むべき行仕り候へども、百姓などの儀に候間、物の数にて負ならず、木下藤吉郎、丹羽五郎左衛門、在々所々を打ち廻し、一揆ども切り捨て、大方相静まる。

織田の第二軍、木下・丹羽の両軍は極めて有効に戦い、湖東・湖南を鎮圧した。両人が志賀にやってきた後、信長は丹羽に命じ瀬田に船橋を懸けさせ、往還の便利にと警固を置いた。十一月二十五

日には逆に北陸道を遮断し、比叡山に立て籠もる浅井・朝倉の退路を断つべく、「堅田合戦」となった。これは一大決戦だったが、かえって敗北し、信長は坂井政尚以下多くの兵を失った。浅井・朝倉と一揆勢からなる連合軍は織田軍に勝利した。その後の堅田は一揆の世界となる。

お膝元の尾張では長島一揆が蜂起し、小木江城は落城し、弟信興は死亡した。信長の劣勢は相次ぐが、將軍義昭が三井寺まで出張し両者の和睦は成立し、雪の中を浅井・朝倉両軍は帰国し、信長も危機を脱した。しかし和睦がなっても交通遮断は続き、『尋憲記<sup>73)</sup>』元亀元年(1570)十二月六日の条には〈越州路は信長と將軍の命令で堅く通行止めとなり、坂本から先は交通不能〉とある。翌年正月二日には、信長は秀吉に宛てて姉川・朝妻間の交通遮断令<sup>74)</sup>を出した。

信長は、ゲリラ戦を押さえるために、先ず①・主要道路を確保し、②・道路に検問所を設け、敵の行動の自由を奪い、敵を封じ込め、さらには③・小さな地域ごとに治安確保をすすめる作戦を採った。これがゲリラ鎮圧には必要だった。

#### 大坂並体制

戦国期の石山本願寺が、一権門として自己主張をしたことは有名で、石山本願寺は「公事免許」の特権を獲得していた。この「公事」を「諸役」と同じ経済的負担と見なす見解があるが、私はこれを〈裁判〉とし、「免許」も〈免除〉ではなく〈特別な許可〉の意味で、「公事免許」は〈守護不入〉だと考えたい。『信長公記<sup>75)</sup>』には「富田の寺内正徳寺」を「美濃・尾張の判形を取り候て、免許の地」とあるが、これも「公事免許」を指し、富田寺内を〈治外法権の独立国〉と考えたい。

石山本願寺は〈独立国家〉として治外法権が認められていた。しかもこの特権を「大坂並体制<sup>76)</sup>」として周辺寺内町にまで拡大していたのである。この「大坂並体制」を理解するために、永禄三年(1560)の富田林道場宛て安見美作守の定書<sup>77)</sup> Cを取り上げたい。堀新<sup>78)</sup>は、この文書C自身には、①・年次、②・差出人の安見宗房と石山本願寺との関係、③・伝来状況、の三点に問題はあるが、「大坂並」寺内町特権を網羅している点で、考察の対象としてもよいとしている。

富田林令Cには次のようにある。

[C]

定 富田林道場

- 一 諸公事免許之事。
- 一 徳政不可行事。
- 一 諸商人座公(事)之事。
- 一 国質郷質、并ニ付沙汰之事。
- 一 寺中之儀、何も可為大坂並事。

右条々、堅被定置畢、若背此旨、於違犯之輩者、忽可被処厳科者也、仍下知如件。

永禄三年三月 日 美作守在判

第一条の「諸公事」と第三条の「諸商人座公事」の「公事」は、それぞれ〈裁判〉を指し、第一条は富田林道場が在地領主の支配から法的に独立し、治外法権としての〈守護不入権〉を獲得し、〈独立国家〉として承認されたことと理解したい。第三条も道場側が〈座の本所権〉を乗っ取り、諸々の商人座に対し裁判権を獲得し、〈座の本所〉として「座役銭」を徴収していたと理解したい。「座」によっては、新たな本所・富田林道場と旧来の本所との二重支配もあっただろう。

第二条は、「寺内町」は〈徳政の対象外〉だとの宣言である。当時寺社はどこでも金融活動を行っていたが、これは「寺内町」の金融活動に対する〈徳政からの保護〉を謳ったものである。天正十五年のバテレン追放令の前日の「覚<sup>79)</sup>」第六条には、「一向宗」が〈その国郡に寺内を立て、領主に年貢を納めないのは天下のさわり〉とある。ここから領主支配の中心だった「蔵」の機能を「寺内」が乗っ取り、真宗寺院が金融活動を中心に領主支配を行っていたと考えられる。

第四条は第一条・第三条と密接に関わり、「寺内町」が独立国として認められ、すべての「座」が富田林道場の保護下に入ったので、本来は本座の特権であった質取り行為は禁止され、「寺内町」は「平和領域」だと命じられたことになる。前節でわれわれは、金森の一揆蜂起に際して、非常時下とはいえ、宿駅金森においては「大坂並体制」が目指されていたと想像した。その根拠に、先に掲げた永禄十二年(1569)の堅田中に宛て信長定書Bを挙げる事が出来る。

それゆえ次に「堅田中宛て」条規Bと富田林令Cとを比較したい。前述したように、Bの第一条、第二条、第四条、第五条の主文は、何れも堅田に対する安堵であり、Cには対応する項目は存在しない。しかし、Bの第三条には「e 諸公事免許たるうへハ、f 借錢・借米并うりかひのかけせんいづれも不可為棄破事」とあり、eは〈不入権〉条

項で、fは〈徳政免除〉条項である。これはそれぞれCの第一条、第二条と対応し、堅田に対し〈不入権〉と〈徳政免除〉とを承認したものである。

Bの第三条では「eたるうへハ、f」とあって、〈不入権〉を示す「諸公事免許」から〈徳政免除〉が導き出される論理展開となっている。これは〈不入権〉一般が信長政権下では制限され、〈徳政免除〉に限って認めたと理解すべきであろう。B第五条の「并」以下「他所にをひて対当所所質かなふへからさる事」は、C第四条に対応する〈質取り〉項目だが、ここでは堅田に対する質取り禁止範囲が〈他所〉にまで広がり、むしろ一般的な〈人身の自由〉の保障となっている。

つまりB第五条では、堅田中が独立国家として、領土を越えた地域にまで国民保護の権利があると主張し、それを信長は承認したのである。この〈属人主義〉の原則は堀新<sup>80)</sup>が明らかにしたように、環大坂湾世界の「寺内町」で形成されたという。自治組織の堅田中は「大坂並体制」の影響下で、新秩序を作り出したのである。以上Cの五カ条中三カ条が、Bの第三条と第五条に対応しているので、「堅田中宛て」信長条規Bには、Cの「大坂並体制」の影響が認められよう。

一方、Cの第三条の「商人座公事」条項と第五条の「大坂並」条項は両方共に「御坊」に直接関わった法令なので、Bには対応するものは存在しない。定書の宛名が、Cでは都市領主の「富田林道場」=〈御坊〉なのに、Bは地域住民の自治組織「堅田中」で、当時の堅田が「御坊」の直接的な支配下になかったことから、対応しなくて当然なのだろう。しかし元亀元年（1570）以降、堅田が〈一揆持ち〉の世界となると、御坊は領主権を主張し「大坂並体制」は強く及んだと思われる。

以上の分析の結果から、永禄十二年（1569）の堅田中に宛てた信長定書Bは、堅田中が「大坂並」体制の影響下に、「寺内町特権」の中心である〈徳政〉〈質取り〉条項を信長に要求し、信長がそれらを承認したものと看做される。ところで、元亀三年（1572）に撰津の日蓮宗寺院の長遠寺に宛てた信長禁制<sup>81)</sup> Dにも次のようにある。

[D]

撰州尼崎内市場巽長遠寺（法花寺）建立付条々

- 一 陣執并対兵具出入、停止之事。
- 一 矢銭・兵糧米、不可申懸之事。
- 一 国質郷質、并付沙汰除之事。
- 一 徳政免許之事。

- 一 敵方不可撰之事。
- 一 棟別并臨時之課役、免除之吏。
- 一 不可伐採竹木之事。

右任御下知之旨、不可有相違者也、仍執達如件。

元亀参年三月日 弾正忠朱印

Dは一向宗の寺内町に対抗する目的で、撰津に日蓮宗の寺内町を許可すべく発給されたものである。Dの第一条、第二条、第六条、第七条は不入権の具体的な表現で、寺社宛て禁制にはよく見られるものである。一方Dの第三条、第四条は、Cの第四条、第二条にそれぞれ対応している。以上からCの第二条「徳政不可行事」と第四条「国質郷質并付沙汰之事」は、門徒の発言力の強い堅田にも、本願寺と対立していた日蓮宗の尼崎寺内町にも受け継がれていたことが分かる。

山門領金森荘の時代には、宿駅都市金森は二百軒の「酒屋や問屋」が軒を連ねていた。「楽市楽座」と言うと、何時も「市座」が問題となるが、佐々木銀弥が言うように、当時の湖中平野の保内商人などの「座」の特権は〈道路特権〉だった。また湖南地方の道路に特権を持つ「座」の本所は多く「山門」だった。宿駅都市金森に「問屋」が幾つあっても、座商人の本所や本座は、原則として金森外にあり、町内部では本座特権に基づく「質取り」が日常的に行われていたと思われる。

しかし川那辺左衛門秀政をはじめ「諸方の門徒・武士・強勇の坊主衆」が〈一揆持ち〉の世界を築くと、「大坂並体制」、中でも「商人座公事」条項は追求された。「座」の本所は「山門」等々から金森「御坊」へと変化・集中し、金森の「問屋」が「本座」となり、町外の「本所」や「本座」は否定されたと思われる。こうして金森内部における「質取り禁止」は確立した。〈一揆持ち〉時代の「金森の平和」は「御坊」検断権に支えられた〈御坊〉による平和)だった。

この「寺内町」金森の〈平和〉が「楽市楽座」における「国質・郷質」の禁止へと連続しており、元亀三年の信長「楽市楽座」令は、二度の蜂起で成立した金森「寺内町」を歴史的な前提としていたのである。〈一揆持ち〉時代の金森の「酒屋」の金融業に対しても、Cの〈徳政免除〉条項に対応して、保護されていたと思われる。しかし「楽市楽座」令下の金森では、逆に〈徳政〉が行われ、「御坊」の検断権ではなく、惣町の検断権による〈町人による平和〉が行われた。

「寺内町」の世界と信長の「楽市楽座」の世界との間には、〈「御坊」による平和〉と問屋などの〈町人による平和〉の違いがあるのである。

#### 元龜二年の近江制圧

信長にとっての元龜二年（1571）とは、浅井氏を小谷に封じ込め、近江各地の一揆をローラーを転がすようにして次々とつぶし、近江を制圧した年である。二月には浅井の将・磯野員昌を誘い、東山道と北国街道の分岐点彦根の佐和山城を落とし、ここに丹羽秀長を置いた。こうして横山城の木下秀吉、佐和山城の丹羽秀長、安土城の中川重政、武佐長光寺城の柴田勝家、永原城の佐久間信盛と、東山道各地に武将を配置する体制は整い、信長の東山道支配は盤石なものとなった。

九月には、金森では川那辺秀政が人質を出して降参し、金森城は落城した。野洲・栗太両郡は信長の重臣・佐久間氏の支配下に入った<sup>82)</sup>。同月信長は再び坂本に出兵し、比叡山を焼き討ちした。これにより権門都市坂本は解体したと思われる。この時から、坂本よりも大津を重視する信長の政策は始まり、江戸時代には、坂本は幹線道路の五街道から外れてしまう。これと関連して、志那街道も次第に廃れて行き、江戸時代の金森は小島が言う<sup>83)</sup>ように、純粋な農村になった。

ところで、金森落城について『信長公記<sup>84)</sup>』には次のようにあり、信長は金森攻略の前に愛知川下流域にある神埼郡の「志村」「小川」の両城を攻略した。

九月朔日、信長公、志むらの城攻めさせ御覧じ、取り寄する人数、佐久間右衛門、中川八郎右衛門、柴田修理、丹羽五郎左衛門、四人仰せつけられ、四方より取り寄せ、乗り破り、頸数六百七十討捕る。これによって、並郷、小川の城主小川孫一郎人質進上候て、降参申すの間、御赦免なさる。

九月三日、常楽寺へ御出であり、御滞留ありて、一揆楯籠る金ヶ森取り詰め、四方の作毛悉く菟田に仰せつけらる。しゝがき結ひまはし、諸口相支へ、取籠めをかせられ候ところ、御託言申し、人質進上の間、宥免なされ、直ちに南方表へ御働きと仰せ触れらる。

谷口克広<sup>85)</sup>は、「小川・志村の両城」を〈共に現神埼郡能登川町〉とし、「小川城主は小川祐忠、

志村城主は志村筑後守、いずれも神埼郡の国衆で、六角氏に従っていた者たちである。六角氏没落後も降参せず、浅井氏とも通じて信長に反抗していた」「討ち取った首数六百七十というからほぼ皆殺しだろう」とし、金森城についても「かなわじと見た川那辺は、あっさり人質を出して降参した」とある。一方『信長記<sup>86)</sup>』には、九月三日以降の金森落城について次のようにある。

九月三日に常楽寺に本陣を移され、金が森の城を攻落とすべしとて下知せらるゝ処に、城中より達して託言申上げ、人質を進らせ置き候ひしかば、先懸けの勢に加はり、即ち紀伊国の凶徒等追罰の為、勲功致すべしと宣ひしかば、領承申しけり。

人質を出し、降参すれば許されるのではなく、『信長記』にあるように、「先懸けの勢に加はる」ことが降参の条件だったとすれば、小川の城主の場合も、対金森戦の「先駆け」となった可能性は高いと思われる。『当代記<sup>87)</sup>』には以上の問題に関連して次のようにある。

廿二日、着佐和山給、新村の城に相籠一揆共被責落、六百七十余被討捕、小川城令懇望、奉渡金が森城主、則属幕下令参陣、

下線部分がよく読めない。「主」の字の位置が違って、「小川城主令懇望、奉渡金が森城」と読むことが許されるなら、「小川」の城主の「調略」により、「金が森城」は降参したとなり、次の「すなわち幕下に属し、参陣せしむ」と連続する。ともあれ『信長公記』では、後の秀吉の高松城の水攻めを思わせる、菟田、出入り口の封鎖・道路の検問、包囲体制の整備等々で、籠城衆の食料補給を断ち、降参させたとあるが、『当代記』では「調略」の方を強調している。

両者に共通するのは、〈力攻め〉をしていないことである。「菟田<sup>88)</sup>」は、金森城に籠城する周辺農村から動員された地下衆「農勢」に対し、〈籠城を続ければ今年の収穫はなくなるぞ〉との脅しであり、下城の誘いであった。『信長公記』では、菟田による揺さぶりで、籠城衆は動揺・分裂し、川那辺秀政以下が紀伊国の一向一揆追罰の先駆けとなり、一揆は終息したとなる。信長の金森一揆への基本方針は、内部の分断、宿駅金森の存続・

保護であり、政治的決着を目指していた。

一方金森落城と同じ九月には、信長軍は瀬田川を越え三井寺付近に着陣し、近江国の流通・経済の中心地で、反信長包囲網の扇の要であった坂本・比叡山を焼き討ちにした。一連の戦いではあるが、金森とは戦争の方法を異にしている。比叡山焼き討ち後には、志賀郡宇佐山城の織田信治・森可成の跡に明智光秀を封じ、新たに坂本に築城させた。こうして信長は、東国・京都間の幹線道路〈京都一坂本一志那街道一東山道・東海道〉〈京都一坂本一北陸道〉を完全に支配下に置いた。

延暦寺王国の崩壊により、南近江の状況は大きく変化したにも拘わらず、本願寺はさらに武田信玄と結び、反信長包囲網を再構築した。しかし扇の要を失った反信長勢はバラバラになり、信長により各個撃破された。二年後の天正元年（1573）には朝倉義景が越前一乗谷で、浅井長政が近江小谷城で、それぞれ切腹・自殺し、信長の前に立ちふさがった両氏は滅んだ。

#### 元亀三年の金森再蜂起

翌元亀三年（1572）正月には、六角義賢の勢力挽回を目的として、一向一揆が湖南で再蜂起した。〈金森再蜂起〉である。六角義賢は養女を本願寺の顕如に嫁がせ、本願寺との同盟関係を築いていたのである。正月から七月までの間、金森は再び一向一揆の拠点となり、六角承禎親子は信長に抗戦した。この時も「寺内町」は復活したと思われる。しかしこの時は堅田一揆の応援はあっても、延暦寺王国のバックを欠き、再蜂起した一揆は大きく見れば近江の中で孤立していた。

琵琶湖の西側堅田の勢力をバックに、東の守山に攻め掛かるこの一揆の陣形は、寛正六年（1465）の大谷破脚後に起こった最初の一向一揆と似ている。この時は守山の日浄坊が天台の山徒を率いて攻めて来たのを、堅田衆を中心に金森一揆は武力で反撃した<sup>89)</sup>。しかし元亀三年正月には、佐久間信盛は周辺の村々から一揆に加わらない旨の起請文を集めた。前年の元亀二年の戦争で臨時に行った道路の封鎖や検問を、今度は惣村の自治の力で、一揆を孤立化させた。

信長の一向一揆に対する皆殺し戦は、志村城をはじめ、長島一揆、越前一揆等々とよく知られている。また坂本・比叡山の焼き討ちも有名である。再蜂起した金森一揆終焉の具体的な在り方はよく分からないが、金森の二度の蜂起に対して、信長

は宿駅都市金森の価値を認め、その機能喪失を恐れたことや、政治工作へ内応する動きが金森自身にあったことなどから、力攻めではなく、政治的解決の道が探られたと思われる。中でも村々から起請文を集めたことは注目に値する。

この起請文の中で特に注目すべきは、三月十六日に蘆浦三郷を代表して芦浦観音寺が、また志那三郷を代表して、六角承禎の被官で志那渡船を掌握した志那入道と、村の二人が署判した<sup>90)</sup>ことである。ここから信長の志那街道掌握と、一揆勢力の限界が窺われる。志那街道を通る商人たちに対して、信長側は通行証を発給し、商人一人ひとりに対し個別把握を試みていた。こうした商人たちの支配をめぐる政治的な駆け引きに敗北した結果、金森城は七月に落城したと思われる。

商人たちは金森「御坊」の保護下に入り、一揆を支えながら〈堅田一金森周辺〉を活動範囲とするか、信長の保護下に入り、〈東山道全域一志那街道一坂本一京都〉を活動範囲とするかが問われた。商人たちにとって、保護者の支配領域の広さが、直接利害に関係した。個々の商人たちにとっては信仰を取るか、利益を取るかの選択であった。金森落城直後、信長の意を承けた佐久間信盛は、守山年寄衆に対してA-Iの書状を出し、「金森市場」を「楽市楽座」と命じた。

これは、守山年寄衆が志那街道を通る商人たちに鑑札を交付していたからだろう。この当時信長の道路封鎖・道路支配は領国全体に及び、『尋憲記』元亀元年（1570）十二月六日の条には〈越州路通行止め、坂本から先交通不能〉とあり、翌年正月二日には姉川・朝妻間の交通遮断令が、元亀三年七月には山城勝竜寺城の細川藤孝に「人改令<sup>91)</sup>」が、美濃加納の専福寺には「大坂への出入り禁止令<sup>92)</sup>」が、十二月には美濃から越前に抜ける本巢郡根尾村の土豪根尾氏に「人留令<sup>93)</sup>」が出た。

石山戦争以前の信長の対商人政策は「敵・味方」の縁から切れた「縁切り」「無縁」の人として、そのまま保護するものだった。関所廃止もこれと同じ精神である。例えば「知多郡・篠島商人宛て自由通交令<sup>94)</sup>」には「然者不可致敵味方者也」とある。しかしここに至り、信長領国内の商人たちは「敵・味方」から超越した「無縁の人」ではありえなくなっていた<sup>95)</sup>。信長の敵「本願寺」に与するか、信長の「味方」かが厳しく問われ、商人たちに対する支配は一段と強化された。

金森落城の二ヶ月後の九月には、信長は金森楽

市令A-IIを発給した。ここで問題となるのは、A-IIの「諸役免許」が何を意味したかである。この問題は次節で再度取り上げる。ここでは金森楽市令の一年前に、長島一揆との対抗関係の中で、尾張中島郡の苅中府宮に宛てて信長が出した朱印状<sup>96)</sup>Eと金森楽市令Aとの比較を行いたい。尾張の東半分の丘陵地帯を禅宗の地域とすれば、木曾三川に近い尾張西半分の中島郡や葉栗郡等の沖積平野部には一向宗が広まっていた。

苅中府宮令Eには次のようにある。

[E]

定 苅中府宮

- 一 当市場諸役免許之事。
- 一 郷質・所質不可執之、押買・狼藉すへからさる事。
- 一 俵子・しほあひもの可出入事。

右条々、違背之輩あらは、速可処嚴科者也、仍所定如件。

元亀貳年九月日（「天下布武」重郭朱印）

苅中府宮令Eの第一条の「諸役免許」条項と第二条の「郷質・所質」条項は、それぞれ金森楽市令Aの第一条の「諸役令免許畢、并国質・郷質不可押執」に対応し、Eの第三条の「俵子・しほあひもの可出入事」を〈市場強制〉〈道路強制〉とすれば、A第二条も同様となる。つまり字面からは、苅中府宮令Eの三カ条は、そのまま金森楽市令Aに含まれることになる。これは時間的にも、また一向一揆に対抗するとの政治的な文脈上でも、両者が近かったからだろう。

苅中府宮令Eの第三条も金森楽市令Aの第二条も、共に政治的な強制力で市場・都市の発展を支えたもので、市場振興・都市振興の大きな柱となったと思われる。両者を比較すると、Aには「押買・狼藉」項目がなく、Eには「理不尽之催促使」や徳政条項がないことが挙げられる。特に徳政条項を欠く理由には、苅中府宮の市場が〈六斎市〉で、常設店舗や市場住人がいなかったこと。苅中府宮令Eが直接には、戦火からの復興を課題としていなかったことなどが考えられる。

加納楽市令の「諸役」は、守護役としての「反銭・棟別銭」などの住民税であるが、苅中府宮令Eの第一条の「諸役」は、市場にやってくる商人たちへの「営業権を許可」と、交通の自由保障のための「初穂」の徴収である。A・E両者が対応するなら、金森楽市令Aの「諸役」もまた商人

たちからの「初穂」徴収となろう。前述したように、志那街道を通る商人たちに鑑札を発行し、「営業権の許可」や交通の自由保障をし、「初穂」を徴収したのは守山年寄衆だと思われる。

金森周辺の郷村が各郷村の意志として、三宅・金森への出入りを禁止したのと同様、商人たちが信長の保護下に入ることは、自治都市守山の自治の問題となった。郷村の自治に基づく金森への出入り禁止と同じことが、商人たちに対しても行われた。それゆえ金森再蜂起に対しては守山年寄衆が介入し、彼らによる政治的解決が目指され、その結果、金森住人は一揆不参加となった。金森落城直後に、佐久間信盛が書簡A-Iを守山年寄衆に出したのは、このことと関係しよう。

#### 4 定書の解釈

ここでは、これまでの考察を踏まえて、この定書の各条文を順に、〈第一条〉、〈第二条〉、〈第三条〉と解釈して行きたい。しかしその前に、加納楽市令との比較の中で、この〈金森楽市令の全体的な特徴〉や、〈第一条の内部構造とその目的〉を問題としたい。

##### 金森令の全体的特徴——加納楽市令との比較

金森楽市令Aに先だって信長が発布した楽市令には、永禄十年（1567）に岐阜の「楽市場」に宛てた制札<sup>97)</sup>と、翌永禄十一年（1568）に出された「楽市楽座」文言のある「加納」宛て制札の二つがある。これらは共に岐阜の円徳寺に伝来している。ここでは後者の「加納」宛て永禄十一年九月付けの制札<sup>98)</sup>（これをFとする。）を取り上げ、金森楽市令Aとの比較を試みたい。Fには次のようにある。

[F]

定 加納

- 一 当市場越居之輩、分国往還煩有へからず、并借錢・借米・さかり銭・敷地年貢・門なミ諸役免許せしめ訖、譜代相伝の者たりといふとも、違乱すへからさる事。
- 一 楽市楽座之上、諸商売すへき事。
- 一 をしかひ・狼藉・喧嘩・口論・使入へからず、并宿をとり、非分申かくへからさる事。

右条々、於違背之族者、可加成就者也、仍下知如件。

永禄十一年九月 日 （花押）

金森楽市令A・加納楽市令Fは共に信長の出した「楽市楽座令」だが、「楽市楽座」文言を共有する以外に、互いの類似点を見出せない。永禄十年（1567）の「楽市場」宛て制札では、この文言さえも存在していない。例えば市場の平和を謳った多くの日本の中世市場法には、「押買・狼藉」「喧嘩・口論」「国質・郷質」の三項目があるが、A第一条には「国質・郷質」項目があるのに、F第三条には「押買・狼藉」「喧嘩・口論」項目があり、互いに相互排他的、対立的である。

金森楽市令A第一条の対象を「当町出入之者」とすると、第二条・第三条は〈都市住人宛て〉となる。一方加納楽市令Fでは、第一条が〈都市住人宛て〉で第三条が〈外来商人宛て〉である。Aの特徴は〈外来商人宛て〉法令第一条の肥大化だが、Fの特徴は「都市住人」に対する特別保護法令である第一条の肥大化となる。都市を捉えるために「都市住人」と、都市へ出入りする「外来商人」の両方を考えるべきではあるが、二つの楽市令では互いの重点の置き所が異なっている。

その理由には、この二つの楽市令がそれぞれ前提とした、「寺内町」と信長権力との歴史的な関係の相異がある。加納は友好的だが、金森は敵対的だった。加納の場合は共通の敵・齋藤氏に共同して対抗する側面もあった。しかし金森の場合は、両者が直接敵対し、むしろ隣町の守山が信長に加担した。そこで信長は、加納では都市住人に対し特別な保護を打ち出したのに、金森ではA-Iから明らかのように、守山年寄衆に金森市場の支配を委ねたのである。

Fの第一条には「当市場越居之輩、分国往還煩有へからす」とあり、信長は加納楽市場の住人と新たな来住者に対して、「分国」内での通行の自由・人身の自由を〈属人主義〉的に保証している。この「市場住人への交通の自由保証」項目は信長が出した次のような法令との連続性の中で捉えることが出来る。

(ほ) 天文二十一年（1552）に「知多郡・篠島」の商人宛て<sup>99)</sup>に、

「当所守山往反事…不可有違乱候」

(へ) 永禄五年（1562）に「六拾六部之経聖<sup>100)</sup>」に対して、

「当国往反…不可有相違者也」

(と) 永禄六年（1563）に瀬戸物を取り扱う瀬戸の「諸口商人<sup>101)</sup>」に対して、

「国中往反不可有違乱事」

しかし金森楽市令Aには、この〈分国往反の自由〉項目は存在していない。堀新は、環大阪湾の「寺内町特権」が〈属人主義〉である<sup>102)</sup>ことを明らかにした。〈属人主義〉の点では「大坂並体制」が岐阜加納にまで及んだことになる。これは加納楽市場の歴史的な前提として、円徳寺「寺内町」の存在と関係がある。つまり商人に対する人身の自由は、信長自身によるものと、「寺内町特権」によるものの二つが競合し、二つの組織論が互いに争っていたことになる。

ここから石山本願寺は信長の最大の敵となった。金森楽市令Aの発布当時、信長領国では道路封鎖は日常化し、信長は商人たちを石山本願寺や北陸に出入りするか否かで「敵・味方」に区別した。この当時すでに、商人たちは「敵・味方」から超越した「無縁の人」ではあり得なかった。信長による道路通行権の付与とは、真宗寺院に代わり、信長による商人たちへの保護を意味し、金森楽市令Aでは人身の自由・交通の自由は当然の前提であり、改めて問題にはならなかった。

それゆえ金森楽市令Aには、〈分国往反の自由〉項目は存在していないのである。ところで金森楽市令Aと加納楽市令Fとの共通点をあげると、次の三つとなろう。

- (1) 「代替わりの徳政」である〈徳政令〉が、加納楽市令Fでは第一条に「借錢・借米」「免許」とあり、金森楽市令Aでは第三条に「年貢之古未進、并旧借米錢已下、不可納所之事」とあること。
- (2) 〈不入権〉に関わり、加納楽市令Fの第三条には「使入へからす」とあり、金森楽市令Aの第一条には「理不尽之催促使停止」とあること。
- (3) 両者ともに第一条に「諸役・免許」の文言があること、

(1)・(2)の背後には、次の二つの事実が考えられる。この①・②については、第一条・第三条の解釈を述べるところでそれぞれ述べる。

- ①・どちらも楽市令発布直前に、支配者の交代があり、「代替わりの徳政」が求められていたこと。

- ②・市場発展のために「無縁の原理」「縁切りの原理」が必要とされ、楽市場の自治が重視されたこと。

(3)の「諸役・免許」については、通説ではこの文言の共存をもって、この言葉の意味を〈営業税の免除〉とし、楽市楽座に共通する性格としてきた。加納楽市令Fの「諸役・免許」は「地子・免許」と並び、市場住人を対象とした〈住民税の免除〉であることは明らかである。しかし、金森楽市令Aの「諸役・免許」の対象は外来商人なので、文脈が異なっている。この解釈には、苜中府宮令Eの「営業権許可」のための「初穂」徴収を意味する「諸役免許」が参考となろう。

#### 第一条の内部構造と楽市令の目的

すでに明らかにしたように、第一条は「aたる上ハb并c付d」と四主題で構成されている。ここではまず、四主題相互間にどのような問題があるのかを考えたい。A-Iから明らかのように、信長サイドは守山年寄衆に金森市場を「楽市楽座」にするよう命じ、そのため互いに「相談」し、いろいろ「馳走」せよと命じた。そこで守山年寄衆が「相談」し「馳走」した結果、金森市場を「楽市楽座」にするための具体策として、信長に要求したのが「b并c付d」の三項目である。

つまり、aの「楽市楽座たる上ハ」は信長側の要求の確認であり、「b并c付d」の三項目は守山年寄衆側の要求である。「免許」という言葉の背後には、「免許」を求める人とそれを許可する人との間の対話・交渉が想定される。この場合は、信長側が金森市場の楽市楽座化aを命じたが、これに対し守山年寄衆が信長に要求したのが〈「諸役」以下を「免許」しなければ、金森市場の「楽市楽座」化は難しい〉というbの「諸役・免許」以下である。しかも信長はそれを承認したのである。

金森令Ⅱの第一条「aたる上ハ、b并c付d」は、以上のような政治過程を反映したものである。それゆえb・c・dは一連のもので、互いに内的関連があった。cは質取りの禁止である。宿駅都市金森内部での質取り禁止は〈都市検断権〉と関係している。「付則」dの「理不尽の催促使」も〈不入権〉を意味し、〈都市検断権〉と関係している。つまりc・dはいずれも〈都市検断権〉と関係がある。金森楽市令の以外にも「諸役・免許」が〈都

市検断権〉と関係する例はある。

苜中府宮令Eの第一条は「当市場諸役免許之事」で、第二条は「郷質所質不可執之、押買・狼藉すへからざる事」である。第二条の〈市場の平和〉令の背後には〈市場検断権〉の存在が想定出来る。金森楽市令A-IIのbの「諸役免許」を、苜中府宮令第一条と同じ「営業権許可」のための「初穂」徴収とすれば、鑑札をもらった商人たちには、当然人身の自由は保護され、「質取り」は禁止されたとなる。商人への保護は〈都市検断権〉と関わり、bはc・dとつながるのである。

金森楽市令A-Ⅲの第一条には「楽市楽座たるの上は、いず方に於いても同前の事」とある。ここでは法令の及ぶ範囲が〈属主義〉的に拡大している。守山年寄衆の支配下で営業を許可された全ての人々に対して、〈信長の領国内においては、どこでも人身の自由は保証された〉となる。金森の再々蜂起を避け、金森市場に出入りする人々を信長側に組織するために、信長が守山年寄衆にA-IIのcで「国質・郷質」の禁止を約束したとすれば、A-Ⅲでは、その法が拡大解釈されたのである。

「楽市楽座」令の及ぶ範囲の領域的拡大は、この法が天正二年(1574)までの間、時間的にも継続していたことを意味している。このように金森楽市令A-I・II・Ⅲが一貫していたとすると、A-Ⅲ第五条で新たに「喧嘩両成敗法」が登場することが改めて注目される。これは「楽市楽座」令の中心が〈平和令〉で、A-IIの「国質・郷質」の禁止に続き「喧嘩両成敗法」が登場したとなろう。以上から「楽市楽座」令の目的を小野晃嗣は〈城下町振興策〉としたが、むしろ〈平和令〉となろう。

第一条——「楽市楽座たる上ハ、諸役令免許畢、并国質・郷質不可押執、付 理不尽之催促使停止之事」

第一条は「aたる上ハb并c付d」と四主題から構成されている。aは信長サイドの要求で、「b并c付d」は、それに対する守山年寄衆側の返答である。bの「諸役免許」の言葉は多義的で、〈負担の軽減〉の場合もあるし、〈何かに対する徴収権の許可〉かも知れない。これまで取り上げてきた信長法令における「諸役・免許」の意味を、ここでもう一度振り返り、整理したい。次の三つの場合となろう。

- (1) 「反銭・棟別銭」を内容とする「守護役」や「地下役」の「免除」の場合。
- (ち) 天文十八年(1549)の「熱田八カ村宛て信長制札<sup>103)</sup>」の第一条。  
「国次棟別、他所他国之諸勸進<sup>104)</sup>」
- (り) 永禄七年(1564)の「尾張二の宮<sup>105)</sup>」宛て、信長定書の第一条。  
「新儀諸役…免許」
- (ぬ) 永禄十年(1567)の「加納楽市令<sup>106)</sup>」の第一条。  
「借錢・借米・地子・諸役…免許<sup>107)</sup>」
- (2) 「市場税」「通行税」の「免除」の場合。
- (る) 天文二十三年(1554)の祖父江五郎右衛門宛て<sup>108)</sup> 信長定書。  
「俵子船」の「諸役…免許」
- (を) 永禄六年(1563)の「瀬戸宛て信長制札<sup>109)</sup>」の第一条。  
「新儀諸役…不可取之事」
- (わ) 永禄九年(1566)の「富士大宮楽市令<sup>110)</sup>」。  
「停止諸役」
- (3) 鑑札発行のための「諸役徴収」の場合。
- (か) 永禄五年(1562)の「鑄物師水野太郎左衛門<sup>111)</sup>」宛て信長折紙。  
「諸役…免許」
- (よ) 元亀二年(1571)の「苜中府宮宛て信長定書<sup>112)</sup>」の第一条。  
「諸役免許」

(か)の「鑄物師水野太郎左衛門」の場合は、「大工」としての権限に基づいている。配下の鍋釜商人に対する「諸役・免許」とは、「営業許可」の鑑札の交付と、それに伴う営業税の徴収と思われる。(よ)の苜中府宮令の場合も、石山合戦との一環として、道路封鎖・経済封鎖と関係した「営業の許可」、鑑札発行に対応する「初穂徴収」としての「諸役徴収の許可」であろう。金森楽市令A-IIの第一条bの「諸役・免許」も、これらと同様な(3)と考えるのが一番素直であろう。

金森楽市令A-IIと富田林令Cを比較すると、A-II bの「諸役免許」はC第三条「商人座公事」に対応しよう。寺内町における「商人座公事」とは、「座」の存在を前提とし、その「本座権」を「御坊」が集中的に独占する形態である。一方「営業許可」を内容とする「初穂徴収」は、金森以外の

地にある本座の権限を廃して、金森町の間屋が本座となる形態で、「商人座公事」とほぼ同じものと考えられる。「営業許可」権を本座特権とするなら、これは「商人座公事」と対応する。

信長の保護下に入った人々には本座の質取りは及ばなかった。これが「并c」の「国質・郷質」の禁止で、C第四条の質取り禁止に対応している。「付d」の「理不尽之催促使停止之事」は金森町に対する「不入権」の承認で、自治の承認であるが、「寺内町」の治外法権を認めたC第一条の「諸公事免許」に当たろう。商人を「無縁の人」とすることはすでに過去のものだとしても、町支配の点では網野善彦の言う「無縁の原理」や勝俣鎮夫の「縁切りの原理」が働いていたのである。

宿駅都市金森を自治都市とする点で「無縁の原理」は生きていた。言い換えれば信長による都市検断権の承認であり、都市自治の承認となる。藤木久志が言うように、楽市楽座令が寺内町を解体再編成するために出されたので、御坊支配下の「寺内町」否定に関し、金森の人々に「一揆の都市か信長の都市か」の選択を迫った事実はあるが、信長は野洲・栗太両郡は佐久間信盛の支配だからとして、金森町の支配を佐久間氏による直接支配を避け、守山年寄衆に委ねたのである。

こう見ると、一揆蜂起当時の金森には「大坂並体制」が及んでいたもので、多少表現は異なるが、第一条の眼目・目的は富田林令Cの継承であり、「大坂並体制」の継承となる。守山年寄衆は金森一揆蜂起当時の「寺内町」の法秩序の継承を信長に要求したのである。

## 第二条——「往還之荷物当町江可着之事」

奥野高廣はこの第二条を「中山道を往復する荷物は、守山宿でなく、金森市に入れることを命令した」としたが、「往還之荷物」は「中山道」ではなく、東国と京都を結ぶ当時の幹線道路「志那街道」を往復していたのである。先にわれわれは金森から〈杉江〉港に至る〈馬道〉の存在から、宿駅都市金森に馬借の存在を想像した。金森は一揆敗退後も、焼き討ちに遭わず、街道筋には間屋や商人宿が建ち並んでおり、この法令はそうした施設を前提とした〈交通強制〉である。

信長は叡山を焼き討ち後、琵琶湖南岸への諸將配置を完成させた。西から順に、坂本城に明智光秀、永原城に佐久間信盛、長光寺城に柴田勝家、安土城に中川重政、佐和山城に丹羽秀長、横山城

(後に長浜城)に木下秀吉となる。永原城、安土城を見ると東山道よりも琵琶湖寄りの「下街道」を重視してたと思われる。これらの諸将の城を結ぶ早馬制度・伝馬制度は未だ明らかにされていないが、整備の可能性は高いと思う。第二条はこうした琵琶湖南岸道路政策に関わっている。

この第二条の背景に、江戸時代の街道筋の宿場町に置かれた〈問屋場〉のような施設が想定出来る。時間が経てば、通過する「往還之荷物」はⅢの「上下荷物并京上売買之米荷物」へと変化し、金森は遠隔地間交易で賑わった。その意味でこの道路強制は、外来商人に対しては強制であっても、金森の住人にとっては繁栄をもたらす恩恵であった。この金森楽市令を契機に、一向宗徒は金森を拠点に一揆を起こさなくなった。これは流通政策の成功の結果だと思われる。

第一条を金森の住人たちを支配下に収めた守山の年寄衆の要求に応えたもので、「大坂並体制」継承の承認とすると、第二条はむしろ信長の政策を強く打ち出したものとなる。

### 第三条——「年貢之古未進、并旧借米銭已下、不可納所之事」

「年貢之古未進」は一般に「借米銭」=債務になっていったのだから、「年貢之古未進、并旧借米銭已下」は「年貢之古未進」を中心とした〈債務一般〉をテーマとしていると理解できる。小島道裕<sup>113)</sup>は信長の加納令や金森令に登場する「徳政令」の対象を〈債務一般〉とし、楽市令を出したとき、そこには〈人はいなかった〉、この徳政令は〈来住者に対する特権〉だとした。それゆえこの金森楽市令発布当時も金森には住人はいなかったとし、金森のゼロからの出発を主張した。

実に理路整然とはしているが、どこか歴史離れを起こしている印象がある。しかし加納楽市令で「借錢・借米」、金森令で「旧借錢米」とあるものは〈債務一般〉ではなく、年貢未進に基づく〈領主貸付米・銭〉という特殊に限定されたもの<sup>114)</sup>と考えたい。金森楽市令の第三条は、山門領金森荘の時代や〈一揆持ち〉の時代における〈旧領主による《領主貸付米・銭》に対しては、返済しなくてもよい〉の意味であろう。加納楽市令の場合と同様、都市住人を保障する特権となる。

一方「大坂並体制」下では、たとえ債権債務関係を無効にする「徳政令」が一般社会で行われても、それは「寺内町」には及ばないとして、〈徳

政令〉からの自由〉が宣言され、寺内町特権として、寺内町の債権は保護されていた。それゆえ金森でも〈一揆持ち〉の時代には、金森寺内町の金融活動は保護されていたと思われる。しかし、この第三条は「大坂並体制」とは逆に、「年貢之古未進、并旧借米銭已下」を返済しなくてもよいとしており、「徳政令」そのものである。

それゆえこの金森「楽市楽座」令は、「大坂並体制」下の寺内町とは明らかに異なった原則に基づく、信長の新体制宣言である。金森町の前史が信長権力と対決した一向一揆の「寺内町」で、金森町の軍事占領後の復興策としてこの金森令があると考えれば、これは「代替わりの徳政令」で、新領主による新政治、新秩序の主張となる。債権者は六角氏と共に滅んだ領主や山門関係者「寺内町」の川那辺氏と関わった人々などであろう。この点からも第三条には信長の強い主張が窺える。

私が小島と見解を異にするのは、金森令で「旧借錢米」とあるのは〈債務一般〉ではなく、〈領主貸付米・銭〉という特殊に限定されたもので、金森は焼き討ちに遭っていないので、小島の言う来住者はもとより、元々の都市住民をも相手にしていると考えからである。また元亀二年に大規模な菟田があったとすれば、収穫がなかったので、未進は多かった可能性がある。

## 5 むすび

金森楽市令は三ヶ条からなるが、第一条は金森「寺内町」が信長の支配下に入り、「楽市場」になったことをうけたもので、金森に来る「外来商人」には質取りが禁じられ、「平和」が約束されており、旧「寺内町」体制の安堵の側面が強い。第一条は守山年寄衆の要求に応えたもので、金森に立ち寄る「外来商人」を主な対象としている。これに対して道路強制の第二条や代替わり徳政令の第三条は、宿駅都市金森の住人宛ての法令で、むしろ信長の政策を反映した側面が強いだろう。

信長は戦国の世を統一しようとした。この信長の天下一統に立ちはだかったのが「一向一揆」である。こうした歴史理解がわれわれの常識ではあるが、金森一揆から金森楽市令への動きを追ってきた私には、むしろ蜂起しなかった門徒たち、早々と降参した多くの門徒たちの姿が見えてくる。彼らは石山本願寺の決起要請に背いた分だけ、より強く「他力本願」の信仰を純化させたと思われる。蜂起しなかったのは裏切りではなく、親鸞や蓮如

の教えにより純粋に従ったことになるのではあるまいか。

『御文<sup>115)</sup>』には「ただあきなひをもし、奉公をもせよ。獵すなとりをもせよ。かかるあさましき罪業にのみ朝夕までいぬるあさましき我等ごときのいたづらものをたすけん、とちかひまします弥陀如来の本願にてましますぞ、とふかく信じて、一心にふたごころなく弥陀一仏の悲願にすがりて、たすけましますとおもふこころの一念の信まことなれば、かならず如来の御たすけにあづかるものなり。」とある。「各自の生業、生きざまのままで<sup>116)</sup>」の、現世での正しい信仰を大切にすることを考える。

多くの人が指摘するところであるが、こうした考えに基づく浄土真宗門徒の生きざまは、マックス・ウェーバーの言うプロテスタントの持っていた「世俗内禁欲」と似通っていた。信仰が内面化された分だけ、俗人としての社会生活の面で真っ当な生き方が問題となったと思う。一向一揆に背を向けた門徒たちの中からは、エゴイズムの追求ではなく、商取引が当事者双方のみならず、社会をも利することを目指す「三方よし<sup>117)</sup>」を言う近江商人たちが生まれたのではあるまいか。近江商人を多く輩出した近江八幡市が金森の近くであることから、金森一揆のその後を私はこのように想像しているのである。

①・中世前期における「境内都市」と「神人・供御人・寄人」の段階、②・一向宗の「寺内町」の段階、③・信長の「楽市場」の段階と、段階を区切って考えると、①と②の段階は、権門都市の面では共通し、僧侶たちは同時に検断権を握る領主であった。商人たちは神仏に関わる「無縁の人」であった。②では門徒たちは信仰と社会生活を渾然一体として一揆に立ち上がった。しかし③の段階では、僧侶と検断権保持者は分離され、門徒たちも信仰を理由に一揆に参加しなくともよくなった。

商人たちは「俗人」となった。その点では「聖なる人」「無縁の人」とする原理は否定されたが、他面、都市の検断権は町人の自治組織・惣町が把握する方向に変化した。信仰は内面化された。その分、俗人としての社会生活の面で信仰者としての生き方が問題となり、自治的なルールが認められた。都市が独立した法の主体となる点で「無縁の原理」は深化したと思われる。これらのことを追求することが今後の私の課題となろう。

## 注

- 1) 奥野高広『増補改訂 織田信長文書の研究 上』吉川弘文館 1969年(今後これを『前掲書』と略す。)第341号文書 576頁。
- 2) 小野晃嗣『近世城下町の研究 増訂版』法政大学出版局 1993年。初版本は小野均『近世城下町の研究』至文堂 1928年。
- 3) 豊田武『増訂中世日本商業史の研究』岩波書店 1952年 同著作集第二巻『中世日本の商業』吉川弘文館 1982年 415~416頁。
- 4) 藤木久志『織田・豊臣政権』『日本の歴史15』小学館 1975年。「統一政権の成立」『岩波講座日本歴史』近世一 1975年 所収。のち『寺内町の研究 第一巻 戦国社会と寺内町』法蔵館 1998年 所収。
- 5) 井上鋭夫『一向一揆の研究』吉川弘文館 1938年 313頁。
- 6) 神田千里「石山合戦における近江一向一揆の性格」『歴史学研究』448号 1977年。後に藤木久志編『織田政権の研究』『戦国大名論集17』吉川弘文館 1985年 所収。
- 7) 脇田晴子『日本中世商業発達史の研究』お茶の水書房 1969年。
- 8) 佐々木銀弥「楽市楽座と座の保障安堵」永原慶二編『戦国期の権力と社会』東京大学出版会 1976年 所収。後に佐々木銀弥『日本中世の都市と法』吉川弘文館 1994年 再録。
- 9) 勝俣鎮夫「楽市場と楽市令」『論集 中世の窓』吉川弘文館 1977年 所収。後に勝俣鎮夫『戦国法成立史論』東京大学出版会 1979年、『織田政権の研究』『戦国大名研究17』吉川弘文館 1985年に再録。
- 10) 小島道裕「金森寺内町——関連史料の再検討」『史林』67-4 1984年。後に『織田政権の研究』『戦国大名研究17』吉川弘文館 1985年に再録。
- 11) 林屋辰三郎『天下一統』『日本の歴史 12』中央公論社 1966年。
- 12) 藤木久志『織田・豊臣政権』『日本の歴史15』小学館 1975年。
- 13) 朝尾直弘『天下一統』『大系 日本の歴史8』小学館 1988年。
- 14) 熱田公『天下一統』『集英社版 日本の歴史 11』集英社 1992年。
- 15) 池上裕子他編『クロニクル戦国全史』講談

- 社 1995年。
- 16) 井上鋭夫『一向一揆の研究』吉川弘文館 1968年 313頁。
- 17) 西川幸治「寺内町の形勢と展開」『日本都市史研究』日本放送出版協会 1972年。
- 18) 新行紀一「荘家の一揆と一向一揆——金森一揆と堅田大責を中心に」津田秀夫編『近世国家の成立過程』塙書房 1982年。
- 19) 小島道裕「近江金森一揆の背景」浄土真宗教学研究センター・本願寺史料研究所編『講座 蓮如』平凡社 1996年 所収。
- 20) 藤木久志「戦国の村と城」『戦国史を見る目』校倉書店 1995年 所収。
- 21) 本福寺由来記 笠原一男『真宗における異端の系譜』所収。
- 22) 福田アジオ『番と衆——日本社会の東と西』吉川弘文館 1997年 90頁。
- 23) 武邑尚彦「近江のムラの文化を考える」西村幸治他編『環琵琶湖地域論』思文閣出版 2003年 所収。
- 24) 明治大学工学部建築学科神代研究室編『日本のコミュニティ』鹿島出版社 1977年。
- 25) 高橋昌明「民衆の砦」『湖の国の中世史』平凡社 1987年。
- 26) 角川『日本地名大辞典 滋賀県』339頁、平凡社『滋賀県の地名』423頁。
- 27) 『聞き書 滋賀県の食事』農山漁村文化協会 1991年 69頁。
- 28) 峰岸純夫「一向一揆」『岩波講座日本歴史』第八卷、中世四 岩波書店 1976年。のち『寺内町の研究 第一巻 戦国社会と寺内町』法蔵館 1998年 所収。
- 29) 網野善彦『無縁・公界・楽』平凡社選書 1978年。
- 30) 井上鋭夫『一向一揆の研究』。井上鋭夫『山の民・川の民』平凡選書 1981年。
- 31) 野洲町共有文書 豊田武『中世日本商業史の研究』416頁。
- 32) 西川幸治・土屋敦夫・浜崎一志・増井正哉・八木雅夫「蓮如の道——寺内町の形成と展開」『環境文化』五八 環境文化研究所 1984年。大沢研一・仁木宏編『寺内町の研究 第一巻』『戦国社会と寺内町』法蔵館 1998年 再録。
- 33) 井上鋭夫『一向一揆の研究』309頁。なお、山門と犬神人・馬借については、網野善彦「清目・犬神人・馬借」『中世の非人と遊女』講談社学術文庫 2005年。初版は 明石書店 1996年参照。
- 34) 金森日記抜『真宗史料集成』第二卷所収。新行紀一「荘家の一揆と一向一揆——金森一揆と堅田大責を中心に」参照。
- 35) 金森日記抜。
- 36) 朝尾直弘「惣村から町へ」『都市と近世社会を考える』朝日新聞社 1995年 143頁。
- 37) 奥野高広『前掲書』第307号文書 499～502頁。
- 38) 神田千里「石山合戦における近江一向一揆の性格」。
- 39) 角川『日本地名大辞典 滋賀県』228頁。高橋昌明「民衆の砦」『湖の国の中世史』平凡社 1987年所収。
- 40) 『滋賀県の歴史』山川出版 1997年 131～132頁。
- 41) 小島道裕『城と城下』新人物往来社 1997年。
- 42) 前注13。
- 43) 神田千里「石山合戦における近江一向一揆の性格」。
- 44) 小島道裕「金森寺内町——関連史料の再検討」。
- 45) 小島道裕「楽市令と制札」朝尾直弘教授退官記念会編『近世・近代——日本国家の史的特質』思文閣出版 1995年 所収。
- 46) 小島はこの折紙の発給年を元亀三年とし、「伊織」を「信盛」の誤りとしている。今後はこれに従いたい。
- 47) 佐藤進一・百瀬今朝雄編『中世法制史料集 第五卷武家法Ⅲ』岩波書店 2001年（今後これを『前掲書』と略す。）では、Ⅱの第一条を「国質・郷質不可押執」と読んでいる。今後はこれに従いたい。
- 48) 小島は「楽市楽雇」を「楽市楽座」の誤りとしているが、後の蒲生氏郷文書に「楽売楽買」とあるので、「楽市楽雇」でもよいのかもしれない。ここでは小島説に従う。
- 49) 佐藤進一『前掲書』第1060号文書 295頁。
- 50) 福岡市有形文化財
- 51) 『長崎叢書』『長崎略史』長崎市役所 1926年。
- 52) 『新編会津風土記』『大日本地誌体系』223～224頁。
- 53) これについては第三節参照。
- 54) 奥野高広『前掲書』第307号文書 499～502頁。
- 55) 奥野高広『前掲書』第309号文書の〔参考〕507～513頁の三起請文。

- 56) 小島道裕「金森寺内町——関連史料の再検討」。
- 57) 奥野高広『前掲書』第82号文書 145頁。
- 58) 奥野高広『前掲書』第89号文書 159頁。
- 59) 奥野高広『前掲書』第91号文書 168頁。
- 60) 奥野高広『前掲書』第93号文書 171頁。
- 61) 奥野高広『前掲書』。
- 62) 高橋昌明「桑実寺の流れ公方」『湖の国の中世史』。
- 63) 太田牛一著・桑田忠親校注『信長公記』人物往来社 1965年 巻一 86頁。
- 64) 『信長公記』巻一 90頁。
- 65) 奥野高広『前掲書』第143号文書 243頁
- 66) 『史籍雑纂 当代記・駿府記』続群書類従完成会 1995年 11頁
- 67) 藤井尚夫『復元イラスト 中世の城と合戦』朝日新聞社 1995年。
- 68) 神田千里「本願寺の行動原理と一向一揆」『一向一揆と戦国社会』吉川弘文館 1998年 268頁。
- 69) 高橋昌明「延暦寺王国としての近江」『湖の国の中世史』。
- 70) 「金森退破之記」神田千里「石山合戦における近江一向一揆の性格」。
- 71) 神田千里「石山合戦における近江一向一揆の性格」。
- 72) 『信長公記』巻三「志賀御陣の事」114頁。
- 73) 内閣文庫。奥野高広『前掲書』第268号文書の説明 446頁参照。
- 74) 奥野高広『前掲書』第268号文書 444頁。
- 75) 『信長公記』29～30頁。
- 76) 峰岸純夫「一向一揆」。藤木久志「統一政権の成立」。
- 77) 「興正寺御門跡兼帯所由緒書抜」『富田林市史』四。佐藤進一『前掲書』第506号文書 18頁。
- 78) 堀新「寺内町都市法の構造——「大坂並」の経済特権と領主権」中部よし子編『大坂と周辺都市の研究』政文堂出版 1994年 所収。後に『寺内町の研究第一巻 戦国社会と寺内町』法蔵館 1998年 再録。
- 79) 安野眞幸『パテレン追放令』日本エディタースクール出版部 1989年。
- 80) 堀新「寺内町都市法の構造——「大坂並」の経済特権と領主権」。
- 81) 奥野高広『前掲書』第313号文書 519頁。
- 82) 元亀二年十二月には信長は佐久間に宛てて所領宛行の朱印状を出し、金森の他、近江八幡各地の所領を与えた。奥野高広『前掲書』第307号文書 499～502頁参照。
- 83) 小島道裕「金森寺内町——関連史料の再検討」。
- 84) 『信長公記』巻四「志むら攻め干さるゝの事」119～120頁。
- 85) 谷口克広は『織田信長合戦全録』中公新書200年 103～104頁。
- 86) 小瀬甫庵撰『信長記 上』現代思潮社 古典文庫 1981年 巻第四「新村城没落并小河城降参の事」150頁。
- 87) 『史籍雑纂 当代記・駿府記』続群書類従完成会 1995年 14頁。
- 88) 岸田裕之「統合へ向かう西国地域」『戦国の地域国家』『日本の時代史 12』吉川弘文館 2003年 所収では、籠城している地下衆の戦意を挫き、動員を命じたものの命令・拘束から解放し、下城させ、その結果落城させる戦法として「麦薙・稲薙」を挙げている。
- 89) 高牧実「湖東の門徒と元亀の起請文」『本願寺・一向一揆』『戦国大名論集 13』吉川弘文館 1984年 所収。
- 90) 高牧実「湖東の門徒と元亀の起請文」。
- 91) 奥野高広『前掲書』第329号文書 548頁。
- 92) 奥野高広『前掲書』第330号文書 549頁。
- 93) 岐阜城天守閣の展示。「加賀越前其他北国より大坂へ通候商人同旅人、一切可被相留候、荷物已下押置、其身ハ擲取、可有注進候、少も於用捨者、可為曲事候、為其急与申送候、恐々謹言/(元亀二年カ) 十二月十三日 信長/根尾右京亮殿/根尾市介殿/根尾内膳亮殿」岐阜県歴史資料館所蔵。
- 94) 奥野高広『前掲書』第6号文書 24頁。
- 95) 摂津長遠寺宛て定書の第五条「敵方不可撰之事」も「無縁の原理」を保証したものである。同じ元亀三年という年、対日蓮宗という問題など興味深い。
- 96) 奥野高広『前掲書』第301号文書 491頁。
- 97) 奥野高広『前掲書』第73号文書 134～136頁。
- 98) 奥野高広『前掲書』第100号文書 184頁。
- 99) 奥野高広『前掲書』第6号文書 24頁。拙稿「知多郡・篠島商人宛て自由通交令」参照。
- 100) 奥野高広『前掲書』第31号文書 65頁。
- 101) 奥野高広『前掲書』第43号文書 79頁。拙稿「瀬戸宛て信長制札」参照。

- 102) 堀新「寺内町都市法の構造——「大坂並」の経済特権と領主権」。
- 103) 奥野高広『前掲書』第1号文書 14頁。拙稿「熱田八か村宛て信長制札」参照。
- 104) 「諸役免許」の文言はないが、これは「諸役」の具体例。
- 105) 奥野高広『増補改訂 織田信長文書の研究 補遺』吉川弘文館 1969年 補遺第115号文書 117頁。
- 106) 奥野高広『前掲書』第74号文書 134頁。
- 107) 勝俣鎮夫「楽市場と楽市令」では「守護役」や「地下役」の「免除」としているが、すべての課税が免除されるともしている。
- 108) 奥野高広『前掲書』第15号文書 37頁。
- 109) 奥野高広『前掲書』第43号文書 79頁。拙稿「瀬戸宛て信長制札」参照。
- 110) 佐藤進一『前掲書』第616号文書 81頁。拙稿「富士大宮楽市令」参照。
- 111) 奥野高広『前掲書』第30号文書 63頁。拙稿「鋳物師水野太郎左衛門」参照。
- 112) 奥野高広『前掲書』第301号文書 491頁。拙稿「苜中府宮宛て信長定書」参照。
- 113) 小島道裕「楽市令と制札」。「戦国期城下町の構造」『日本史研究』第257号 1984年。
- 114) 脇田晴子「徳政令と徳政免除——所有の論理をめぐって」『日本中世都市論』東京大学出版会 1981年。
- 115) 笠原一男・井上鋭夫『蓮如 一向一揆』日本思想大系 岩波書店 1972年 17頁「御文」六。
- 116) 笠原一男『乱世を生きる蓮如の生涯』教育社 1981年 71頁
- 117) 末長国紀『近江商人』中公新書 2000年。  
(2006. 1. 10受理)